

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成30年3月2日(金) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 4時14分

出席者 委 員 委員長 広瀬昌子

茂呂健市 青木一男 白石幹男

天谷浩明 小堀良江 福田裕司

議長 海老原恵子

傍聴者 大谷好一 小久保かおる 古沢ちい子

針谷正夫 千葉正弘 入野登志子

大武真一 中島克訓

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 金井武彦

副主幹 岩崎和隆 主査 藤澤恭之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	若 菜	博
保健福祉部長	藤 田	正 人
こども未来部長	松 本	静 男
市民生活課長	大 木	多 津 子
交通防犯課長	橘	唯 弘
保険医療課長	藤 平	恵 市
環境課長	櫻 井	茂
環境課主幹兼 とちぎクリーンプラザ所長	金 田	卓
斎場整備室長	大豆生田	雅 志
人権・男女共同参画課長	大 山	勉
大平市民生活課長	大 久 保	勝 弘
藤岡市民生活課長	勅使川原	幸 子
都賀市民生活課長	柏 倉	芳 枝
西方市民生活課長	落 合	博 昭
岩舟市民生活課長	縫 田	靖 夫
福祉総務課長	渡 辺	健 一
障がい福祉課長	吉 澤	洋 介
生活福祉課長	島 田	林 治
地域包括ケア推進課長	首 長	正 博
地域包括ケア推進課主幹	藤 平	美 奈 子
地域包括ケア推進課主幹	川 田	浩 美
地域包括ケア推進課主幹	久 村	順 利
地域包括ケア推進課主幹	中 田	治 彦
地域包括ケア推進課主幹	茂 木	紀 子
地域包括ケア推進課主幹	黒 川	幸 咲
健康増進課長	福 原	誠
健康増進課主幹	松 長	幸 子
子育て支援課長	石 川	い づ み
子育て支援課主幹	清 水	孝 之
保育課長	出 井	英 男

平成30年第1回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成30年3月2日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第18号 栃木市新斎場整備基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第19号 栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第27号 栃木市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第28号 栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第29号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第30号 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第31号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第32号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第33号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第34号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第12 議案第10号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第11号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第12号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第13号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第 1号 平成30年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）

- 日程第 17 議案第 2 号 平成 30 年度栃木市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 3 号 平成 30 年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第 4 号 平成 30 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第 20 議案第 5 号 平成 30 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬昌子君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（広瀬昌子君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりです。

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬昌子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第18号 栃木市新斎場整備基金条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大豆生田斎場整備室長。

○斎場整備室長（大豆生田雅志君） おはようございます。本日はよろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第18号 栃木市新斎場整備基金条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案書は21から23ページ、議案説明書（その1）の2ページでございます。初めに、議案説明書をご説明いたしますので、議案説明書（その1）の2ページをごらんください。提案理由でございますが、現在岩舟町三谷地区の南部清掃工場跡に新斎場の整備事業を進めております。この新たな斎場の整備に必要な資金を積み立てるための基金を設置するため、本条例を制定することについて議会の議決をいただきたいというものです。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書により説明させていただきますので、議案書の21ページをお開きください。21ページにつきましては、議案第18号の制定文になっております。

次のページをお開きください。条例案の内容についてご説明させていただきます。第1条では、基金の名称を栃木市新斎場整備基金としております。

第2条は、基金の財源ですが、寄附金及び市の予算で定める金額を積み立てるとしております。

第3条は、基金の管理について確実かつ有利な方法で保管するとしております。

第4条は、基金の運用益については基金に編入するとしております。

第5条は、基金の用途についてですが、斎場の整備に必要な財源に充てる場合に限り処分できるというものです。

補足説明させていただきます。ここでいう斎場の整備ですが、具体的には3点を想定しております。1点目は新斎場の建設時、2点目は新斎場の運営が始まった後、何か突発的な費用が必要となった場合、3点目は供用開始から15年から20年程度経過した後が必要となる大規模改修に係る費用ということで想定しております。

なお、新斎場整備のためということで、既に個人の方から100万円の寄附をいただいております。今回の補正予算案に基金への積み立てを100万円計上させていただきます。この方からは、新斎場建設の際、市の花アジサイと市の木トチノキを整備し、訪れる方の心安らぐ斎場建設に努めてほしいとのご要望をいただいておりますので、建設時の用途としましては、そういった部分を検討したいと考えております。

第6条は省略させていただきます、最後に附則として23ページになりますが、条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。

今の説明で、基金の金額ですか、主な目的の金額、数字というか、具体的な数字を。

○委員長（広瀬昌子君） 大豆生田斎場整備室長。

○斎場整備室長（大豆生田雅志君） 現時点では、例えば市の木トチノキや市の花、その植物というか、木、花だけですと100万円はかからないというふうに考えておりますので、そういった残りの部分、もう既に100万円いただいておりますが、そういった部分については何か新斎場として特色がある部分、プラスアルファの部分に考えております。

なお、その後の突発的なものにつきましては、現時点ではその金額幾らというのは当然突発なので、出てこないのですけれども、それと最後の大規模改修、15年から20年後に必要となってくる額につきましては、この後PFIアドバイザー業務を予定しておりますので、そういった中でおおよその費用が出るとお思いますので、それを受けて目標金額といいますか、そういったものは設定したいというふうに考えておりますが、なお他市の例ですと、大規模改修15年、20年後は建設費に係る1割程度というところを計画に盛り込んでいるようなところもございますので、栃木市の希望であっても億といった単位には少なくともなるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連で言いますけれども、新斎場建設時と運営と供用開始から15年大規模改修と、目的が3つあるということなのですからけれども、そういった費用の何割程度を基金でためるといふか、いふふうな、まだ金額はわからないだろうけれども、何割ぐらいを基金でため込むかといふのはあるのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 大豆生田斎場整備室長。

○斎場整備室長（大豆生田雅志君） 割合につきましても今後検討させていただきたいと思いますが、本事業の建設費につきましては、合併特例債の利用等もございますので、そういった面もありますので、どちらかという大規模改修時は市の単独費用になるかと思われまますので、そういったところに重点を置くような形になるかなというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第18号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第2、議案第19号 栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おはようございます。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第19号 栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてをご説明いたします。

議案書につきましては24ページから49ページ、議案説明書は（その1）の3ページであります。

先に議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書（その1）の3ページをお開き願います。提案理由でございますが、介護保険法の改正により、居宅介護支援、いわゆる要介護の方へのケアプラン作成事業所の指定監督権限が市町村に移譲されました。この移譲に伴い、市において条例の制定が必要となったことから、栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。

なお、参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、議案書の24ページをお開きください。このページが議案第19号の制定文となります。

次に、25ページからが条例の内容になります。本条例は、これまで国の基準をもとに都道府県が条例化していたものを権限移譲により、市町村が条例化するものであります。事業所の人員や運営の基準を定めるものであることから、原則とすると全国一律の内容が求められ、国におきましてもこの基準は市町村が条例化するに当たり、従うべき基準、国が一定の基準を求め、それを従うという、そのような形のものになっていることから、全ての市町村で3月等の議会におきまして提案されておりまして、ほぼ同内容のものとなっております。

それでは、主な項目のみ説明をさせていただきます。まず、25ページ上段に目次がございます。この条例は、4章33条で構成されております。

次の26ページ、第4条におきまして、指定を受けられる事業所は法人に限ると規定をしております。

また、次の第5条では、介護支援専門員、ケアマネジャーでございますが、この人数につきましては、利用者35人に対して1人との人員基準を定めております。

27ページに移りまして、上段の第6条では管理者の規定を置き、第2項として、管理者は一定の経験があり、研修を修了した主任介護支援専門員としております。これは、これまでは通常の介護支援専門員で管理者は対応できましたけれども、今回の国の法改正によりまして変更になった部分でございます。

中段の第7条から39ページの第19条までは、国で定める運営基準と同内容でございます。介護支援専門員、ケアマネジャーが守らなければならない事務手順を定めております。その中で、36ページの上段第20号が今回の国の改正点でございます。一定量以上の訪問介護、ホームヘルパーをケアプランに位置づけるときにはあらかじめ市町村への届け出が必要であるという規定を今回ここに追加したものでございます。

39ページ下段の第21条は、事業所が定める運営基準の内容を示しております。

また、40ページ下段の第25条では、この内容を事業所に掲示することを義務づけております。

42ページ上段の第29条では、利用者、家族からの苦情処理について、43ページ中段の第30条では、万一に備え、事故発生時の対応を定めております。

また、下段の第32条では、関係する記録の保存年限を5年と定めております。

以上が主な条文の説明でございますが、一番下の附則、44ページ最後の部分のところでございますけれども、施行期日は平成30年4月1日からとしておりますが、今回改正された一定以上の訪問介護を記載した計画の市町村への提出、この部分のみ平成30年10月1日としております。

また、45ページでは経過措置といたしまして、やはり改正された管理者を主任介護支援専門員とする部分につきましては、3年間の経過措置を規定しております。

以上で議案第19号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） おはようございます。

今ご説明の中で、冒頭これは国の法律の改定によって日本の中の各自治体もそれに追従するというご説明ではあったのですが、例えば42ページの第29条かな、苦情処理のことですとか、そういった部分というのはやっぱり栃木市独自の何かこういうものが入っているのかなと。そういうところをちょっと思っているのですけれども、全体通じてほとんど中身は一緒だよというご説明でしたのですけれども、栃木市独自としての何か特徴点等ありましたら、お答えいただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実はこの条例そのものの文言等につきましては、先ほど申し上げましたようにほぼ全国一律のものとなっております。ただ、実際この条例をどう運用していくかという部分につきましては、当然ながら自治体の個性というものが反映される、そういうべきものでございまして、例えば苦情処理、そういう部分のところにつきましては、基本的には苦情処理の部分のところ等で直接市の職員が現地に赴いて、苦情処理についての詳細をさらに聞き取りをしながら対応する等の個別の事案等につきましては、独自のものが反映されるというような形になっております。国の狙いとしても市町村が条例化することによって具体的な運用を市町村の個性に合わせた形で運用するという狙いがありますので、そのような運用を心がけていきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連ですけれども、国の省令というか、それで大体の条文が出ているということですが、特に国と違うという部分はあるのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今回の条例の中で国と唯一違う点とすると、記録の保存年限が国は2年間という、そういう定めをしておりますけれども、市におきましては5年間というような部分のところ、その後さまざまな苦情処理、あるいは事業所の関係の審査等を行っていく関係の中で、記録保存年限を少し長目に設定しているというのが違っている点でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 5年にしたという理由はどのような理由なのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 介護保険は費用が伴いますので、返還金等が発生した場合にいわゆる介護保険上の規定の事項と公法上の債権としての規定の事項というもので、2年と5年というふうに年限が違ってくる部分のところがございます。我々のほうは、この市の条例そのものの中に定めるものについては、公法上の債権の消滅期間であります5年という部分のところというものにそろえておいたほうがいいだろうということで、記録の年限も5年とさせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

第4条、26ページですけれども、法人とするということですが、これ法人というのは社会福祉法人とか株式会社も法人に当たるのだろうけれども、どういったものが、全部ですか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ご質問のとおり全ての法人、株式会社からNPO法人、社会福祉法人、全てのものが該当になります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ほかの自治体のちょっと見ますと、この法人について暴力団排除という項目を設けているところもあるのですけれども、そこら辺の検討というのは行われたのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 暴力団排除の関係につきましては、事業所の指定の際の基準の中で暴力団関係等の排除の部分のところは定めておりますので、こちらでは改めて定めておりませんが、同様の手続をとることになります。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第19号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第3、議案第27号 栃木市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第27号 栃木市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は85ページ、86ページであります。また、議案説明書は（その1）の95ページから97ページまでであります。初めに、議案説明書（その1）によりご説明をさせていただきますので、議案説明書（その1）の95ページをごらんください。議案第27号 栃木市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でございますが、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要でございますが、国民健康保険財政調整基金を処分することができる経費に国民健康保険事業費納付金を加え、後期高齢者支援金、後期高齢者関係準備拠出金及び介護給付金、地域支援事業支援納付金を削ることとするものであります。

なお、次の参照条文については、説明を省略させていただきます。この改正につきましては、国保制度改革により、平成30年度から都道府県が市町村とともに財政運営の責任主体となることに伴い、費用の流れが一部変わることによる改正でございます。県内全市町で改正予定でございます。

続きまして、改正の内容につきまして新旧対照表により説明させていただきますので、恐れ入りますが、96、97ページをお開きください。改正箇所は、太文字でアンダーラインの引かれた箇所があります。条例第6条第2号を国民健康保険法に規定する国民健康保険事業費納付金の納付に要する経費の財源が不足する場合において、その財源に充てるときに改め、第6条第3号を削るものです。

続きまして、議案書によりご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の85ページをお開き願いたいと思います。議案書の85ページにつきましては、議案第27号の上程文でございます。

86ページは、条例の改正文になりますが、議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第27号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第4、議案第28号 栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第28号 栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は87ページ、88ページであります。また、議案説明書は（その1）の99ページから101ページまでであります。初めに、議案説明書（その1）によりご説明をさせていただきますので、議案説明書（その1）の99ページをごらんください。提案理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。保険料を徴収すべき被保険者に住所地特例の適用を受けるものを加えることなどあります。

なお、次の参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、100ページ、101ページをお開きください。第3条第2号から第5号であります。

改正箇所は太文字でアンダーラインの引かれた箇所であります。第3条の保険料を徴収すべき被保険者の規定の一部改正になりますが、現在の後期高齢者医療制度での住所地特例の規定に括弧内の法第55条の2第2項において準用する場合を含むの条文を加えるもので、括弧内の内容は他県等の障がい者施設などの施設に入所し、住所が移った方が入所中に75歳を迎え、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した場合に前住所地の広域連合の被保険者になるという住所地特例を加えるものであります。現在は、他県の施設等に入所し、住所を移した方が75歳を迎え、国保から後期高齢者医療に移行した場合には施設のある住所地の後期高齢者医療保険に加入することになっており、施設のある住所地の広域連合の負担となっておりますので、それを見直すという改正でございます。

なお、改正箇所は第3条の第2号、第3号、第4号に括弧内の条文を加えるものでございます。また、100ページの現行の第3条第2項の太文字の同項及び第4項の同号に規定する特定住所変更については、101ページの改正案の条文にそれぞれ括弧内の条文が加わったことから、同条文の条項と区別をするために改めて条項を明記したものでございます。

次に、第5号については、新設される住所地特例を受ける被保険者等の規定を加えるというものでございます。

続きまして、議案書により説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の87ページをお開き願いたいと思います。議案書の87ページは、議案第28号の上程文でございます。

次ページの88ページが条例の改正文であります。議案説明書にて説明をさせていただきます。なので、省略をさせていただきます。

附則であります。この条例は平成30年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） もう一回聞かせてください。要は75歳を迎えたときに例えば栃木市のどこそこの施設なり病院にいたということで解釈は変わるということでしょうか。もう一回そこをお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 具体的に申し上げますと、例えば栃木市にいた方が例えば茨城県に住所を移して施設を移したという場合について、今までについては、国保から広域に茨城県の施設において移行した場合については、茨城県の広域連合に加入をしていただけるのですが、それが今回の改正によりまして、栃木市ですので、栃木県の広域連合のほうに加入をするということで、今回の改正が行われたということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、要は75歳前の国民健康保険からこれに変わる前の住所でいくということで解釈よろしいでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 住所について移転をするのですが、前住所地ということでこちら栃木市の広域連合のほうの保険に加入するというような内容になります。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 多分その見込みですけれども、それによって出入りというのですか、人数というか、金額は難しいと思うので、人数的にはどんなふうなことが想定されるのかちょっとお伺いします。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 現在栃木市の方が他県等の施設に入所しているという方が今までの情報ですと63名ほどいるということなのですが、実際の国保から広域のほうに移られるという方が平成30年度で2名ぐらいなものですから、影響については余りないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、75歳前は国保に加入しているわけで、国保というのはその住所地の国保に入っているわけですか。それが広域になると前住所というか、に戻ってくるということになるのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 国保から国保への移動については、前住所になっています。広域から広域への移動でも現在も前住所になっておりますが、今回の国保から広域に他県で変わった場合、今までは他県のほうの住所地になっていたわけなのですが、それが栃木県のほうの住所地の広域連合に加入するというようなことで変わったということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第28号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第5、議案第29号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 障がい福祉課の吉澤です。よろしくお願ひいたします。

それでは、ご上程いただきました議案第29号についてご説明申し上げます。

議案書では、89ページから91ページ、議案説明書（その1）では103ページから109ページとなります。初めに議案説明書103ページをごらんください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、議案説明書に記載の5つでございますが、新旧対照表をもとにご説明いたしますので、次の104、105ページをごらんください。

なお、参照条文については省略をさせていただきます。

説明書105ページの第2条第3号では、多機能型の定義を改めております。具体的には児童福祉法の改正で新たに居宅訪問型児童発達支援の事業が加わることにより、当該条の本文に事業名を追加するものです。居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障がい等の状態にある児童で、通所による外出が困難な児童に発達支援のサービスが提供できるよう、児童の居宅に訪問してサービスを行うものです。

同ページの第44条の2は、生活介護事業者に対し、事業所に雇用された障がい者への職場への定着のための支援の実施の義務を加えるものです。

同じ104ページの改正前の第51条では、規則第6条の7、第1号に規定するものに対しての文言を削ることにより、自立訓練、機能訓練の事業の利用について、身体障がい者にこれまで限定していたものを全障がいを対象に広げるものでございます。

次の106ページ、第56条についても障がい区分を拡大する改正でございまして、自立訓練、生活訓練の事業について知的障がい者に限定していたものを全障がいに広げるものでございます。

107ページでは、第64条の2を加え、就労移行支援の事業において新たに通勤のための訓練の実施について規定するものです。

これまでが本条例の改正の概要となります。

では、議案書のほうに戻りまして、89ページをごらんください。89ページは、本条例の制定文、次の90ページ、91ページでは、条文の改め文となり、最後の附則として本条例の施行を平成30年4月1日からと施行するものでございます。

以上、本議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 簡単に聞きます。

要は今までの枠をちょっと取っ払ってというか、広く広げて障がい者に対していろんな文言を開いて自立した環境を整備するというのの大きく解釈でよろしいですか。ちょっと文言を……。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 天谷委員のおっしゃるとおり、自立訓練の機能訓練であるとか、生活訓練については障がいの対象を広げるというものと、それから障害者総合支援法の4月1日の改正におきまして、新たな先ほど申し上げた居宅訪問型児童発達支援というような事業は、今回の法改正で新たに出てくるサービスなので、そういったことをこの条例の中に入れていくという改正でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 新たなということで、居宅訪問型児童発達支援というのが増えたのですけれども、これはこれまでこういった児童の発達支援のやっていた事業所というのはあったわけですか。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 居宅訪問型は今回の改正で初めてなのですが、児童発達支援、いわゆる児童がその事業所に行って、通所をして行う、あるいはこれまで保育所等訪問支援といたしまして、児童が通っている保育園とか幼稚園、認定こども園などに訪問するという事業はこれまでもございました。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうすると、新たに訪問して支援できるということですね。

それと、事業所のほうですけれども、こういった第44条の2でかなり障がいの種類が増えたわけですけれども、その対応するのも大変だと思うのですけれども、そこら辺の対策というのはやられているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 白石委員のおっしゃる自立訓練、機能訓練は、これまで例えば機能訓練は身体の障がいだけだというものに限られていたものを知的障がいであったり、精神障がいの方に広げていくというもので、当然この条例にはありませんが、このほかに先日指定障がい福祉サービスの事業の条例については、専決処分のご説明を議員研究会のほうでさせていただきましたが、そちらの指定事業所のほうの基準条例の中で必要な専門職の配置を促すというようなことになります。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 107ページの64条の2なのですが、通勤のための訓練の実施の欄なのですが、この就労支援事業者はみずからが通常の事業所ということなのですが、今現在はこういった障がい者の方は送迎等が多いのかなと思うのですが、具体的にみずからが通勤することができるようにする訓練を行わなくてはならないということなのですが、今現状と今後の訓練の方法というのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 就労移行支援というのは、まさしく一般企業への就労を希望する方の訓練の事業でございまして、一つには障がい福祉サービス事業所が設置している事業所に通ってきて、就労をするためのさまざまなマナーであるとか、仕事に取り組む姿勢であるとかという指導をする場合と、それから施設替え就労といひまして、その事業所の外のいわゆる一般の会社などの事業所に障がい者のみで行く場合もありますし、障がい者とその障がい福祉サービス移行の事業所の職員と一緒に同行して施設外の企業等で実施をする場合がございます。これまで就労移行の事業所は、自宅からその移行の事業所に通うためにどうしても通勤ができない、公共交通機関が使えないとかという方には送迎のサービスを実施しておりますが、いわゆる企業の就労へ向けるためにはやはり自宅からその会社へ通うという訓練も一つの就労移行の訓練ということで、当然今までもこういった基準条例になくてもやっていた事業所はたくさんあるわけでございますが、今回国の省令の改正でこれをちゃんと義務づけるということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第29号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第6、議案第30号 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 引き続きお願いいたします。

では、議案第30号、ご上程いただきましたものについてご説明申し上げます。

議案書では、92ページから94ページ、議案説明書（その1）では111ページから119ページとなります。初めに、議案説明書111ページをお開きください。本条例の提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、説明書に記載のとおりでございますが、新旧対照表をもとにご説明いたしますので、次の112、113ページをごらんください。

なお、参照条文については、省略させていただきます。

説明書112ページの改正前の第6条には成人の障がい者を対象とする指定障がい者支援施設が同一の施設において福祉型障がい児入所施設を一体的にサービス提供する際には児童の入所施設に関する人員の配置基準を満たすことをもって成人の施設の人員配置を満たすこととみなす特例の規定が定められておりましたが、今回の改正でこの条を削るものであります。

同じ112ページの改正前の第10条では、設備に関する特例で、やはり児童の基準を満たすことで成人の施設の基準を満たすことの特例が規定されておりましたが、今回の改正でこの条を削るものであります。

以降そのほかの改正につきましては、この2つの条を削ることによる条ずれの修正でございます。

これまでが本条例の改正概要となります。

では、議案書の92ページをごらんください。92ページは条例の制定文、93、94ページでは、条文の改め文となり、最後に附則として本条例の施行を平成30年4月1日から施行とするものでござい

ます。

なお、経過措置として、本条例の改正前に指定を受けた指定障がい者支援施設については、平成33年3月31日までの間は従前の例によるということの経過措置を加えるものです。

以上、本議案に係る説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 特例を外す、廃止するというので、確認ですけれども、これは本体の法律が児童というのですか、も受け入れる施設になるという、そういう法律に変わったので、これを廃止するというのでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 今回は、この障害者総合支援法に基づく障がい者支援施設、大人の施設の基準条例でございますが、同様に児童福祉法で規定しております、いわゆる児童の入所施設については、逆に児童の施設の基準を満たせば、成人の施設も受け入れができますよというような特例がございます。これ今回児童福祉法と障害者総合支援法両方の改正によって、その特例を外すということになります。いわゆる今回は大人の施設と児童の施設の間では、いわゆる人員の配置であるとか、設備の基準がやはり児童と大人違うのですが、やはり児童は児童を受け取る限りは、その基準をちゃんと満たしましょうというのが一つの今回の改正です。いわゆるちょっと厳しくはなっているのかなと思います。具体的に申し上げますと、児童を受け入れるに当たっては、医務室とか静養室、あるいはその受け入れる児童の障がいの区分に応じた設備をつくりなさいよというのが基準としてございます。大人の施設ですと、医務室、静養室については設備基準上は必置ということではありませんので、そういったことが児童を受け入れるということであれば、児童福祉法に定めた基準もちゃんと満たすということが求められるということでございます。ただ、これまでもう既に認める特例がありました。認められたものについては、経過措置で平成33年まで認めますという経過措置でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第30号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第7、議案第31号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第31号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書につきましては95ページから99ページ、議案説明書は（その1）の121ページから127ページであります。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書（その1）の121ページをお開き願います。提案理由であります。介護保険事業計画の見直しに伴う介護保険料の改定を行うこと及び介護保険法の一部改正に伴い、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要は3点ございますが、主なものは1番の平成30年度から平成32年度までの各年度における介護保険料率を定めるものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、122ページ、123ページをお開きください。改正する条例の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。第3条は、保険料率について規定しております。第7期介護保険事業計画の策定に際し、被保険者、要介護者の推計、第6期の施設整備状況、介護給付等の給付費の伸び率、介護報酬の改定状況等を勘案し、国の算定式に基づき保険料の算定を行いました。算定された基準額は、議員研究会でご報告した月額5,600円、年額6万7,200円であります。

123ページ、改正案の第1号につきましては、保険料基準額の年額6万7,200円に対し、所得の一番低い方、第1段階の方には0.5を掛けた金額となっております。同じように第2号につきましては、基準額に対し0.65、第3号につきましては0.75、第4号につきましては0.85をそれぞれ掛けた金額となっております。第5号につきましては基準額であります。第6号からは、市民税本人課税の方に対する保険料となります。こちらも所得に応じて基準額に対して割り増しをしております。第6号では、基準額に対して1.2を掛けた金額となっております。この課税のところからアとイという部分のところの項目が追加になっておりますが、アの項目につきまして難しい表現になってお

りますが、簡単に言いますと合計所得金額の算定方式として課税年金収入額から公的年金等の控除をし、雑所得のある方のみは雑所得をそこに載せたものが合計所得というような計算をするという部分のところのものを記載したものでございます。同号のイにつきましては、要保護者が課される保険料額について、この区分による額を適応すれば保護を必要としない状態、つまりこの額よりも低い段階に落としていけば生活保護の適用にならないという方、境界層というふうな形で言いますけれども、その方についての定めを入れたものでございます。以下第7号につきましては、先ほど申し上げました基準額に対して1.3を、次の125ページで第8号につきましては1.5を、第9号につきましては1.75を、第10号につきましては2.0を、第11号につきましては2.25をそれぞれ掛けた金額となっております。

次に、第12号であります、第7期では所得段階をさらに細分化し、合計所得金額が1,000万円以上の方には基準額の2.5倍を負担していただくということで、新たに第12号の規定を設けております。その下の第2項でございますが、先ほど第1段階の方は0.5を掛けるというふうに申しましたが、国の低所得者軽減制度を活用いたしまして、第1段階の方にはさらに0.05の減額をし、基準額の0.45、年額で3万240円とする規定をこちらに置いております。これは従前にご説明申し上げましたが、消費税増税に伴う国、県の保険料軽減事業をここに取り入れている形でございます。

続きまして、127ページをお開きください。第5条につきましては、所得段階を1段階増やした関係で引用条項が追加となったものであります。

次の第19条は、国の制度改正で文言の整理を行うものであります。

附則につきましては、字句の整理であります。

以上で新旧対照表の説明を終わります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の95ページをお開きください。このページは、条例改正の制定文になります。96ページから99ページまでは新旧対照表で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

99ページ、附則であります、施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行する。ただし、第19条については、公布の日から施行するというものであります。適用区分につきましては、第2項、改正後の栃木市介護保険条例の規定は平成30年度以降の年度分の介護保険料について適応し、平成29年度分までの介護保険料については従前の例によるというものでございます。

以上で議案第31号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回第7期の計画を立てるに当たってサービスの料とか給付とか、そういったことでこの介護保険料を決めたということですが、実際基準額で500円アップしているの

ですけれども、65歳以上の方というと、ほとんどが年金暮らしということで、今現在年金は下がっている状況だと思いますけれども、そこら辺の認識はどうなるというふうに思っていますか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 基本的には、年金収入については年金制度の中で変化をしてきているということは承知をしております。ただ、介護保険制度そのものは、委員の皆様もご承知のとおり介護保険料と公費で成立する制度でございますので、白石委員からご指摘のとおり介護保険サービスの支給が増えていけば、利用対象者が増えれば当然ながら保険料も上昇していくという、そういう性格のものでございます。我々は、基本的にはこの保険料の上昇を何としても少しでも抑えていきたいという、そういう思いは持っておりますので、それを最小限にするような形での精査をしながら今回の保険料設定をさせていただいたところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 栃木県のお市の状況とかというのは、どのようになっていますか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） それぞれの市におきまして、当然介護保険条例は議会に上程をされておまして、実は議会の中では本市が非常に先行しているような状況で、まだ他市については審議がこれからというところ等もございます。県のほうが一応の目安として額の集計等を行っている部分のところというものがありますが、なかなか正直その額が幾らぐらいなのかということについての公表は、やはり議会を尊重するという観点からいただけていない、そういう状況でございますが、ほぼ伸び率等を考えていって、あるいは直接近隣等の担当のほうに確認をしていった感じにおいては、ほぼ県内の市の中間ぐらいのところの保険料設定かなというような、そういう印象は持っているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、この今回の条例改正、主に介護保険料のアップということでありまして、先ほども言いましたように年金額は今安倍政権のもとで徐々に減らされているという中であって、介護保険料、これは特別徴収で天引きという方が大部分でありまして、そういった中で基準額で500円という、月500円ということでありまして、これ以上の介護保険料のアップは高齢者世帯の生活を苦しめるだけであると思います。そういった点で今回の介護保険、この条例改正には反対していきたいと。これは首長課長からもありましたように、サービスが増えれば介護保険料もアップするという、この制度自体のもともとの矛盾があらわれたという形だと思います。そ

ういった点でもこの条例改正には反対したいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

ご説明のとおりこの第7期の計画に伴う介護保険料が上がるということに関しましては、やっぱり私も白石委員と同じようにできれば上げないほうがいいなという思いはございますが、やっぱり高齢化が進む中で、これから高齢者も増えるというのはもう実態としてわかっているわけです。その中でやっぱり予算の部分でもこのままではもう大変になるということで、苦肉の策をとっているわけです。今回の改定では、第12号ということでまた段階を1段階増やしているということで、そういう高給取りというか、高所得者には2.5倍というような負担を負ってもらっていると。弱者救済の観点からすれば、やっぱりこういう方策をとって、上げないのではなくて、上げないでこのままやると弱者だけではなくてみんなが苦勞してしまうのではないかなというような感覚持っています、この改定には私は今の理由から賛成したいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第31号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	茂呂健市	青木一男	天谷浩明	小堀良江	福田裕司
	反 対	白石幹男				

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数です。

したがいまして、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第8、議案第32号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第32号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、100ページから114ページ、議案説明書は（その1）の128ページから177ページであります。先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書（その1）の128ページをお開き願います。提案理由でございますが、国の基準の一部改正に伴い、栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、1点から6点まで記載をさせていただいておりますが、大きな改正点につきましては、2の共生型地域密着型サービスに関する基準を定めるという部分のところでございます。こちらは皆様ご承知のとおり高齢者と障がい者のサービスを共用化していこう、一体化していこうという流れが起きております。その部分のところのサービスがこの共生型と言われる部分のところでございます。このサービスについての基準を新たに追加をする部分のところでございます。

それと、5点目の部分のところでございますが、取り扱い方針に身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置を加えるという部分のところ、まさに高齢者の人権を守る、虐待を防止するという部分のところの項目を非常に強く今回は改正の中に打ち出した部分のところがございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次の130ページ以降が新旧対照表であります。修正箇所が非常に多岐にわたります。字句の修正、あるいは引用条文の修正につきましては、説明を恐れ入りますが、省略をさせていただきます。内容の変更点の主要部分のみご説明をさせていただければと存じます。まず、131ページが目次の改正でございます。先ほど申し上げましたように第5節に共生型地域密着サービスに関する基準を追加するものであります。共生型地域密着サービスとは、障がい者の制度と介護保険の制度を切れ目なく利用できるよう、いずれの事業もできる事業所が制度化されたものであります。

次に、133ページが定期巡回随時対応型のサービス、いわゆる24時間巡回サービスでございますが、事業参入がなかなか多くなならない、難しいという部分のところがございます。この参入を容易にし、拡大を図るために人員基準を一部緩和したものでございます。

次に、少し飛びますが、139ページからであります。前段でご説明を申し上げました障がい者と介護保険の施設の共用化を目指した共生型サービスの規定でございます。介護保険における地域密着サービスでは、通所介護事業所がこの共生型のまず第1号として該当いたしますので、その基準を定めた部分でございます。

次に、143ページをお開き願いたいのですが、第84条であります。この第84条につきましては、より重度の方に対するデイサービス、療養通所介護というふうに申しますが、この事業所が障がいサービスと共生型になった場合には利用定員が大きくなるということが予想されるということで、従来利用定員9名と定めておりましたけれども、それを18名以下に改正をするものであります。

次に、145ページ、第103条でございますが、特別養護老人ホーム等に併設をされました共用型認知症グループホーム、これはこの共用というのは特別養護老人ホームのあいているスペースとか食堂とか、そこに隣接、くつかった部分のところというものをお互いに共用しながらグループホーム事業も運営している形態でございますけれども、こちらの部分のところをさらに活用して、そこで通所介護、デイサービスもやろうというような、そういう事業所があった場合の定員というのが従来3名ということで決められておりましたけれども、この定員の定め方を特別養護老人ホームのユニット、1ユニットが9人、10人ぐらいになります、そのユニットの人員と合わせて12名というふうに定員の定め方、カウントの仕方を見直したのになります。

次に、151ページの第114条から新設された施設であります介護医療院という施設を該当する必要な条項に追加をさせていただいております。

また153ページ、第146条第7項からこれまで規定されていなかった事業については、身体拘束の適正化に向けた条項を追加をします。全てのサービスにおいて身体拘束、これは原則やってはならないということを明確にしていくということ盛り込んだものでございます。このページが認知症のグループホームについて定めております。

157ページに行きまして、上の段のほうに小規模の有料老人ホームについて同じように定めております。

また、159ページの下のほうには小規模の特別養護老人ホームにも同じような規定を入れるという形をとっております。

次に、163ページの下段からは、小規模多機能サービス事業所、こちらもなかなか事業所が増えないという部分のところがございますので、こちらにサテライト型の事業というものを導入をし、字句の整理をしております。

次に、173ページに飛びますが、下段の附則の介護、療養病床の転換期限、この介護療養病床を基本的には介護医療院に転換しろというのが国の方針でございますけれども、これを平成36年3月までに延長する事項、これを修正で加えまして、175ページの第10項でその場合の人員や設備の基準の特例を定めております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。議案書100ページをお開き願いたいと思います。このページが議案第32号の制定文であります。101ページからが改正の内容となりますが、議案説明書でご説明申し上げましたので、説明は省略をさせていただきます。

少し飛びまして114ページの附則でございますが、施行期日を平成30年4月1日からとしております。

以上で議案第32号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっと質疑になるかどうかわかりません。私は、こういう確認をとるべきだというふうに前から思っていたのですけれども、これによって法律がまだ追いついていないところはたくさんあると思うのです。かなり現場が混乱するのではないかと。療養とか医療等ありますよね。施設もいろんなことがあって、でき過ぎているというふうに感じている一人なのです。ある程度そういう高齢化社会に向けてやっておこうというのはよくわかるのですが、担当者レベルとして今なかなか私が言った法律が追いついていかないというところを踏まえていくと、混乱はどうなるのでしょうか。もっと簡単になっていくと思いますけれども、多分現場のほうがある程度もっと早く整理していかないと、現場とか入所者の方が混乱を招くというような、同じような名前がいっぱいあってわからないです、実際。我々議員さんも多分いろんな相談を受けたときにこっちは医療でこっちは介護で、こんな話はおかしいわけです。そこは、やっぱりこうとっていくべきだというふうにいつも思っていたのですけれども、そこら辺どうですか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 委員おっしゃるとおり介護保険制度平成12年にスタートをして約20年これからのとうとしている、そういう状況の中で、制度を継ぎ足し、継ぎ足しで直してきた。あるいは直すに当たっていきなり直すわけにいかないの、経過措置をいろいろ複雑に絡ませてきた。そういう背景がございまして、非常に制度がわかりにくくなっているというのは事実だと思います。これは制度全体そのものをやはり国のほうで大きな形で再編成をしていただくということは必要かというふうに我々も認識はしておりますが、当面今天谷委員からおっしゃられたように市民の方がこの制度改正についていけないという部分のところというのは、これは大変困る話でございまして、まず職員がしっかりとこの制度の概要等を正しく理解した上で、きちんと市民向けの冊子というものを毎年つくっておりますが、こちらの中身を少し整理をさせていただきながら、窓口で相談に乗るときタイミングの中できちん、きちんと細かい内容が適切に説明できるような、そういう職員としての対応というものをさせていただく。同時に国等へも要望しながら、もう少し簡易な施策体系になるような、そういう働きかけもしていくというような、そのような取り組みを強化させていただければというふうに思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そのとおりなのです。首長課長が言ったように、要は市民の方が行ったときに例えば行政はマニュアルを何かつくるわけです、簡単に言うと。そこに言葉がないと、ありませんねとか、非常に冷たいイメージなのです。大体申しわけないけれども、ほかの課もそういうところあるのです。すると、やっぱりそこをよく熟知し、理解していないと混乱を招きますよねという話をさせてもらったので、ぜひともそこは市民が本当によかったというふうな体制で栃木市の運用をお願いしたいと、ちょっと要望になりますけれども、お願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 先ほどの説明で24時間サービス、人員の配置が緩和されて、これから事業がいろいろ行われていくのではないかというような説明がありましたけれども、そのような見込みと
いうのはあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は24時間巡回型の定期訪問介護看護と。24時間ヘルパーさんや訪問看護師さんが巡回するサービスであります。本市はいち早くこれを導入して、あつたかネットさんというところが事業として行ってます。これは県内でも宇都宮市2カ所、そして足利市1カ所、その次が栃木市という部分のところではいち早く、なかなか市内全域隅々までまだ対応できるとい状況にはなっておりませんが、そのような形のもので対応している。実は全国的にもこの事業が進んでいかない理由がやはり人員配置が非常に厳しくて、なおかつ介護報酬が余り高額ではなかったという部分のところの中で進まないというような、そういう動きになっておりました。そこで、いわゆる施設等を併設施設の職員との兼任を一部認めたりとか、そういう緩やかな基準と
いうものを設けてきましたので、これからは少し事業参加が増えてくるかな。ただ、栃木市においてはもう既に1カ所導入されておりますので、その1カ所の動向を見ながら、必要があればさらに働きかけ等もしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 提案理由の2番の共生型地域密着サービス、これ65歳以上の高齢の障がい者もこの介護施設でサービスを受けられるということだと思えますけれども、介護保険でいうと介護認定を受けないと利用できないということでもありますけれども、障がい区分で障がいサービスを受けていた人とか、やっぱり介護認定を受けるといことになるのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおり介護認定を受けていただく形になりますが、介護認定の基準と障がいの程度区分の判定の仕方というのは、若干違いがある部分のところがございます。それによって基本的にはその結果のあらわれ方が若干違ってくる。介護保険で例えばないサービス等を障がいで使っている方、あるいは介護保険ではこの程度のサービス量で大丈夫だろうというふうに判断されても障がい特性でそれ以上にサービスが必要だという方、それらの方につきましては、介護保険のサービスと障がいサービスの併給という部分のところも含めて制度化されておりますので、基本的にはケアマネジャーさんと障がいの相談員さんと十分連携をとりながらサービスの量の決定等、あるいはどんな具体的なサービスがいいのかという決定等について進めていくような、そんな形になります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、例えば今介護保険のほうだと総合事業といいますか、始まり

ましたけれども、高齢者の障がい者の方が要支援1、2という認定になりますと、総合支援事業になってしまいますよね。そういった場合、何か量の負担とか、そういったことも出てくるのではないかなと思うのですけれども、その点いかがですか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおり制度が今まで違ってまいりますので、利用手続、利用者負担、そういう部分のところの差異が出てまいります。今回の国の改正は、基本的にはまず事業所は障がいも高齢も同じような部分のところでは使えるようにしようという部分のところの事業所のスムーズな連携という部分のところというものを第一義に行っておりますので、やはり今度はソフト面で具体的にサービスを利用するときの手続であるとか料金であるとか、これらのものというものについても当然調整されなければならない部分のところになります。それらの部分のところというものについて国はまだ明確な基準を示していない部分もございまして、その部分については、基本的には先ほど言ったようなお互いの相談事業所の職員同士で連携をとりながら、何が一番利用者にとって最適なのかということを選択しながら対応していくというような、その部分の動きになろうかと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 確認しておきたいのですけれども、この共生型サービスになるということで、障がい者の方がサービスを受けられなくなる、負担が増えるということはないということでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） まず、サービスを受けられなくなるということはないです。ただ、負担の問題は若干介護保険と障がいの制度というものは負担のあり方が異なっておりますので、その部分のところについては今後その制度をどういうふうを活用していくかという部分のところ、今時点で確実に負担がないというふうなことは明言できない、そういう部分のところにはなっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その介護医療院というのが、これはこの間の研究会でこっちは専決処分でやってしまうのだよということなのだけれども、介護医療院というのが新たに用語として出てきて、この療養型の病院から、病院というか、こっちのほうに移るといったことなのだけれども、どういった内容なのですか、介護医療院って。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 済みません。専決で云々というところで、この介護医療院は関係なかったかというふうに思うのですが、まず介護医療院そのものの制度になった背景というのが、介護保険の施設サービスというのは特別養護老人ホームと老人保健施設と療養型の病院とい

う3区分がございました。ただ、この療養型の病院というのが先ほど天谷委員からご指摘あったように非常にわかりにくい。療養型の病院というのが医療保険の病院と介護保険の病院と、さらに2種類に分かれていて、どの施設が医療型の療養型の病院で、どの施設が介護型の療養の病院だということが非常にわかりにくいというような部分のところと、そもそも介護型の病院であったにしても病院がベースですから、生活をしていくという部分のところからすると、余り環境的に好ましくないという部分のところがございましたので、それを国は早く廃止したいというふうな部分のところというもので想定しておりました。ただ、なかなか現実の世界からすれば利用している方がいるという部分のところの中で、廃止は難しいという部分のところがございましたので、それではその介護療養型の病院を新たな施設、病院の機能を軸にした部分のところだけれども、生活面の環境もよくしたものを、そういうものに変えていこうということで今回生まれ出されてきたのが介護医療院という、そういう形になります。

介護医療院というのも一つの名前なのですが、大きく2種類ありまして、どちらかという医療色の強い、だから今までの介護療養の病院に近いような形の医療タイプの介護医療院と、どちらかという老人保健施設、老健施設みたいなタイプの介護医療院と二通りのものが用意をされる形になっております。制度上は、そういうことなのですが、では本市においてどうなのかという部分のところと考えてみますと、本市におきましては療養型の、いわゆる介護保険タイプの病院というのはほとんどありません。利用している人も数名しかおりません。という部分のところ、この介護医療院制度ができたことによって、今回条例上はいろいろなところに介護医療院という言葉を追加しなくてはならないので、入れておりますけれども、実際の市民が直接この介護医療院という部分のところというものを利用するというのは、この近郊でもほとんど施設まだこれからの施設ですし、また移行もそれほど見込まれていない部分もありますので、これから若干の方が出てくる程度と。そこは、先ほど言ったように細かい相談体制の中でしっかり説明しながら対応していくということで対応させていただければと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私、反対の立場で討論します。

共生型サービスということで、65歳以上の高齢者の方が介護保険制度を優先にサービスを受けるというふうになります。そうしますと、先ほどの答弁でも負担が増えるかどうかというのもまだ国の基準が曖昧だということで、わからないということでもありますけれども、そういったサービスを受けられないとか負担が増えるというような状況になりかねないと、障がい者の方が、高齢者の。

私は介護優先原則はやめて、障がい者が安心して暮らせるように障がい福祉制度と、また介護保険制度を選択できるような、そういった制度にすべきだということで、特に共生型のサービスを導入することについては反対をしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 私は、この議案第32号は賛成という立場で討論したいと思います。

今少子高齢化の中でこの条例が制定されるというのは施設がない、少ない中でやはり高齢者が増えて、そういった中で多くの方を介護というか、そういった形で見守っていかうという考えのもとでこの条例が制定されたと思います。ですから、本当にこの中身を見ますと、私がちょっと関連するのが拘束関係です。拘束はだめとか、この辺に対しての厳しい基準とか、あとこれですか、ユニット型ということで、あいている部屋を少しでも多く利用しようというような取り組みかなというふうに感じております。やはりこういった高齢者が多くなる中で、少しでも多くの方に介護、施しをという考えのもとでつくられているということで、私はこの32号に対しては賛成の立場で討論というか、賛成の立場です。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第32号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	茂呂健市	青木一男	天谷浩明	小堀良江	福田裕司
	反 対	白石幹男				

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時23分)

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第9、議案第33号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの

事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第33号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

これ非常に長い名前の条例でございますが、国の基準がこの介護予防という部分のところにつきましては、人員の基準、設備の基準、運営の基準、それと同時にこの効果的な支援の方法に関する基準という4区分がございますので、それにのっとった形でその4区分を定める条例を制定をする、あるいはそれを改正するというような部分で、先ほど休憩前までに説明していた要介護の方については、この後段の部分のところの効果的な支援という部分のところについての基準は特にございませんので、3つの区分の基準だったと、そういう違いがあるというふうな形でご理解願えればなというふうに思います。議案書につきましては115ページから117ページ、議案説明書は（その2）のほうに移ります。（その2）の1ページから10ページであります。

先に、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書（その2）の1ページをお開き願います。提案理由でございますが、議案第32号と同様、国の基準の一部改正に伴いまして、この議案第33号につきましても条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、3点ほど記載をさせていただいておりますが、2の部分のところ、先ほどは障がい者と高齢者のということで説明をさせていただきましたが、ここに書いてある共用型というのは、施設を共用してグループホームとデイサービスをやるということでございますので、先ほどとは違いますので、ご了承を願えればというふうに思います。

参照条文につきましては、説明を省略をさせていただきます。

次の3ページ以降が新旧対照表であります。内容の変更等の主要部分のみ説明をさせていただきます。4ページ第6条からでございますが、先ほど説明をいたしました新たな介護施設であります介護医療院というのをこちらに必要な条文に追記をさせていただいた部分のところでございます。下段の第10条でございますが、こちらが先ほど議案第32号にも出てきた特別養護老人ホームに併設された認知症グループホーム、そしてそのスペースを活用してさらに通所介護、デイサービスを行う場合の利用定員のカウント方法の見直しの部分のところでございます。

次に、8ページ下段の第79条でありますけれども、第3項の部分のところ、これは10ページになります。10ページにずっと続いていきまして、第3項というものがございまして、そちらに身体拘

束適正化の措置を追記をさせていただいた部分でございます。

続きまして、議案書に移ります。議案書115ページをお開き願います。このページが議案第33号の制定文、次の116ページからが議案の改正文となりますが、議案説明書でご説明申し上げましたので、説明は省略いたします。

117ページ下段の附則でございますが、施行期日を平成30年4月1日からとしております。

以上で議案第33号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） これは質問というのではないですけども、この感じで認めていくと、人の動きというか、施設の入所のグループホームだとか介護の関係、それとはどんなふうな数字になるのか。極端に増えるとは思っていませんが、ちょっと動きがあればお伺いします。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は特に共用型の部分のところのご質問かと思えますけれども、グループホームを利用したデイサービスという部分のところというもので、認知症の方をお預かりするデイサービスというものが市内ではまだまだ施設の数が増えておりません。そういう部分で考えますと、それぞれのグループホームがこのグループホームを活用した形でデイサービス事業をやっていただくという部分のところは、認知症高齢者を介護されている家族にとっては非常に朗報なことなのかなと。人の動きとすると、大きな変化はない形にはなりますけれども、特に認知症の方のサービスを選択する、そういうものが増えていくというふうな、そういう捉え方で考えていただければよろしいのかなというふうに思っております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第33号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第10、議案第34号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第34号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

まず、こちらもまた長いタイトルになっているのですが、指定介護予防支援というのは、要介護ではなくて要支援の人に対するケアプランの作成の部分のところになります。これは地域包括支援センターが軸に行っていくわけですが、国のほうで定めている基準は人員の基準、運営の基準、それと効果的な支援の方法に関する基準という3つの基準になります。こちらはいわゆるケアプラン作成ということなので、設備の基準というものが無いという部分のところ、基準が3つの項目について定める必要があるということでこのような形での条例名になっているということでご理解願えればと思います。議案書につきましては118ページから120ページ、議案説明書は（その2）の11ページから18ページであります。

先に、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書（その2）の11ページをお開き願います。提案理由でございますが、国の基準の一部改正に伴い、栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては3点ございます。1点目が指定特定相談支援事業者との連携に努めることを明確にすること、2点目として指定介護予防支援の提供開始時に説明を行う事項を追加するとともに、利用者が入院する場合、担当ケアマネジャーの名前を医療機関に伝えることを求めること、3点目として具体的取り扱い方針に医療と介護の連携を強化するための事項を加えることの3点であります。

なお、参照条文につきましては省略をさせていただきます。

13ページ以降に改正案の新旧対照表がございますので、詳細はこちらで説明をさせていただきます。今回の改正の主眼は関係機関、特に医療関係者との連携強化を図ることを目的としたものであります。

それでは、14ページをお開きください。第2条第4項に事業運営に当たっての連携先に指定特定

相談事業者、いわゆる障がい者の相談支援に乗る窓口、こちらの事業所を追記をさせていただいたものです。これは従来からも当然ながら各相談機関連携をとっていたわけですが、やはり障がい、高齢の連携というものを必要だということで、改めてここに明記をさせていただいているという部分でございます。

次に、第6条の第2項にケアプランを作成する場合、利用者はプランに盛り込む各サービスの事業者については、複数の事業者を紹介するよう求められるという規定を明文化する。次の第3項に利用者が医療機関に入院した場合、ケアプラン作成者の氏名を医療機関に伝えるよう求めなければならないことを規定したものであります。

次に、16ページの第32条であります。介護予防支援、いわゆる予防のケアプランをつくる上での具体的な方法を定めております。第9号といたしまして、サービス担当者会議には利用者と、その家族の参加を基本とすることを規定し、一番下の第15号では、ケアプラン作成担当者はサービス事業者から利用者に係る次の18ページ上段に記載する服薬や口腔機能等の情報、利用者の同意を得た上で主治医や歯科医師、薬剤師に伝えることを規定したものであります。さらにその下の第23号では、第22号で主治医の意見を求めた場合には作成した介護予防のケアプランを主治医等に交付することを義務づけたものであります。

続きまして、議案書の説明に移ります。118ページをお開き願います。このページが議案第34号の制定文、次の119ページからが条例の改正文となりますが、議案説明書でご説明申し上げましたので、説明は省略いたします。

120ページの附則であります。施行期日を平成30年4月1日からとしております。

以上で議案第34号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第34号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第11、議案第9号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） よろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明いたしますので、補正予算書の64、65ページをお開きください。よろしいでしょうか。2款1項15目諸費につきましては、補正額2,238万7,000円の増額であります。説明欄2行目の国県支出金返還金（子育て支援課）につきましては、国県交付金の額確定に伴い、返還金が生じたもので、その主なものは平成28年度子ども・子育て支援交付金の養育支援訪問事業分になります。

次の国県支出金返還金（保育課）につきましては、平成28年度において受け入れた保育対策総合支援事業費補助金及び子どものための教育・保育給付費国県負担金並びに栃木県施設型給付費補助金の超過交付となった分を返還するものであります。

続きまして、72、73ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費につきましては、補正額8,931万円の減額であります。説明欄1行目の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以降の説明は省略させていただきます。

次に、説明欄2行目の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でありまして、保険税の低所得世帯軽減分等である保険基盤安定繰出金を額の確定に伴い補正増し、出産育児一時金、人件費、事務費等の出産育児一時金繰出金を決算見込み額により補正減するものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計における事務費繰出金及び保険基盤安定繰出金の減額でありまして、額の確定に伴い補正減するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の運営に対する市の法定負担金及び療養給付費の減額でありまして、額の確定に伴い補正減するものでありま

す。

次の地域福祉基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の取り扱いの変更に伴い、地域福祉基金積立金を減額補正するものであります。

続きまして、3款1項2目障がい福祉費につきましては、補正額690万8,000円の増額であります。説明欄1行目の特定疾患介護手当支給費につきましては、受給者数が当初の見込みを上回っていることから、補正増をするものであります。

次の福祉タクシー料金助成事業費につきましては、タクシー券の交付者数が当初の見込みを上回っており、利用金額が増えていることから補正増するものであります。

次の軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の難聴児の補聴器購入件数が当初の見込みを上回ったことから増額するものであります。

続きまして、3款1項3目高齢福祉総務費につきましては、補正額2億8,986万8,000円の減額であります。説明欄2行目の介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計における職員給与費等の増減により繰出金を減額するものであります。

次の敬老事業費につきましては、節目の年齢の敬老祝金該当者が当初見込みを下回ったことから、賞賜金を減額補正したいというものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、建設工事の工期延長等により施設整備が年度内に完了しない事業者に対する補助を次年度の工事完了後に行うため、本年度の補助金を減額補正したいというものであります。

次の緊急通報装置貸与事業費につきましては、同機器の設置者が当初見込みを下回ったことから、減額補正したいというものであります。

次の軽度生活援助員派遣委託費につきましては、事業利用者が当初見込みを上回ったことから増額補正したいというものであります。

次の在宅寝たきり老人等介護手当支給事業費につきましては、介護手当受給者が当初見込みを下回ったことから、減額補正したいというものであります。

続きまして、76、77ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費につきましては、補正額536万6,000円の増額であります。また、ふるさと応援寄附金を子どもの居場所づくり拠点整備事業費に100万円、子育て支援マイサポートチーム事業費に276万6,000円それぞれ財源充当することによる一般財源を減額する財源内訳の変更となります。説明欄2行目の子育て支援課一般経常事務費につきましては、災害用移動式赤ちゃんの駅及び既存の赤ちゃんの駅に授乳ケープを備え付けるための購入費であります。

次の民間保育所等入所委託費につきましては、平成29年度から国の改定により算定要件として追加された処遇改善加算Ⅱと公定価格の引き上げによる委託費の増額のため、当初予算に見込んでい

た所要額が不足するために増額するものです。

次の民間保育所等1歳児担当保育士増員事業補助金につきましては、平成29年度から実施要綱を制定しての事業ですが、実施のための費用を当初予算に見込んでおりましたが、見込みより所要額が少ないため、減額するものであります。

次に、3款2項2目児童措置費であります。補正額9,169万3,000円の減額であります。説明欄1行目の児童扶養手当支給費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのためと、システム保守委託料の不用額を減額補正するものであります。

次の児童手当支給事業費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため減額補正するものであります。

次に、3款2項4目児童福祉施設費につきましては、補正額37万8,000円の増額であります。また、ふるさと応援寄附金300万円を子育て支援施設子どもの遊び場整備事業費へ財源充当することによる一般財源を減額する財源内訳の変更となります。説明欄のこどもサポートセンター管理運営費につきましては、こどもサポートセンターの清掃委託料であります。

続きまして、80、81ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費につきましては、県支出金21万円の増額による一般財源を減額する財源内訳の変更分であります。

次の4款1項3目環境衛生費であります。補正額82万6,000円の減額であります。説明欄1行目、聖地公園管理基金積立金につきましては、藤岡中根墓地永代使用料が2件納入されたことから、基金積み立てのため増額補正するものであります。

次の災害関係環境保全事業費につきましては、平成27年9月の大雨災害により崩落した市有墓地法面を復旧するための工事請負費であります。入札により差額が生じたため、補正減するものであります。

次に、4款1項4目斎場費であります。補正額179万5,000円の減額であります。説明欄1行目、斎場再整備事業費につきましては、栃木市斎場再整備事業に係るPFI導入可能性調査結果業務委託の入札の結果、差額が生じたことから補正減するものです。

次の新斎場整備基金積立金につきましては、新斎場整備のための寄附金を新斎場整備基金に積み立てするため、増額補正するものであります。

続きまして、82、83ページをお開きください。4款2項3目し尿処理費につきましては、補正額1,090万9,000円の減額であります。説明欄の衛生センター施設長寿命化修繕事業費につきましては、衛生センター受入貯留棟脱臭装置更新等工事費及び管理業務委託料であります。入札により差額が発生したため、補正減するものであります。

続きまして、92、93ページをお開きください。8款2項3目道路新設改良費につきましては、補正額1億9,362万2,000円の減額であります。説明欄1行目の市道61095（I53）号線道路改良事業費につきましては、道路用地取得に係る一部業務を平成30年度に予定している進入路部、交差点部

設計業務により計画幅員が決定した後に実施することとしたため、補正減するものであります。

続きまして、104、105ページをお開きください。10款1項3目教育振興費につきましては、補正額1,264万1,000円の減額であります。説明欄1行目の幼児教育障がい児等支援事業費につきましては、平成29年度から幼稚園等療育支援補助金の対象施設に保育園及び小規模保育施設を加え、実施のための費用を見込んでおりましたが、見込みより少ないため、減額するものであります。

以上で歳出の所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げますので、48、49ページをお開きください。12款1項2目1節社会福祉費負担金につきましては、3万9,000円の増額であります。説明欄、軽度生活援助員派遣負担金につきましては、事業利用者が当初見込みを上回っていることから、利用者負担額を増額するものであります。

13款1項3目1節保健衛生使用料につきましては、30万5,000円の増額であります。説明欄1行目、聖地公園永代使用料につきましては、栃木地域及び都賀地域における聖地公園永代使用料収入が当初見込んでいた額を下回るため、減額するものであります。

次の墓地永代使用料（藤岡）につきましては、藤岡地域における市営墓地永代使用料収入が当初見込んでいた額を上回るため、増額するものであります。

14款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、1,168万6,000円の増額であります。説明欄、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険の財政基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金でありまして、額の確定に伴い増額するものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、3,031万7,000円の減額であります。説明欄1行目、児童手当費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出額が減額になる見込みのため減額するものであります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましても、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出額が減額になる見込みのため減額するものであります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間保育所等入所委託料の補正増に伴い、国庫負担金分を増額するものであります。

50、51ページをお開きください。2項1目1節総務管理費補助金につきましては、270万6,000円の増額であります。説明欄、地域公共交通確保維持改善事業費補助金につきましては、現在地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、ふれあいバスや蔵タクなど、本市公共交通に関する計画を策定中ではありますが、今般この計画策定に対する国庫補助金が見込めることとなったため、増額するものであります。

次に、6目1節教育総務費補助金につきましては、124万2,000円の増額であります。説明欄1行目、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、当初予算で見込んでいた額を超過するため、増額す

るものであります。

15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、2,191万6,000円の増額であります。説明欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険税の低所得世帯軽減分に対する4分の3及び保険財政の基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の1の県負担金でありまして、額の確定に伴い増額するものであります。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置分に係る県負担金でありまして、額の確定に伴い減額するものであります。

2節児童福祉費負担金につきましては、193万6,000円の減額であります。説明欄1行目、児童手当費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出額が減額になる見込みのため、減額するものであります。

次の特定教育保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間保育所等入所委託料の補正増に伴い、県負担金分を増額するものであります。

52、53ページをお開きください。2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、2億6,682万円の減額であります。説明欄1行目、難聴児補聴器購入費等補助金につきましては、平成28年度の県補助金超過額を相殺したことにより減額するものであります。

2行目、地域医療介護総合確保基金施設等整備交付金と、次の地域医療介護総合確保基金開設準備交付金につきましては、同基金を活用し、整備を進めております施設整備の工期が延びたことにより、年度内の完了ができないことから、次年度改めて申請するため、今年度においては減額するものであります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、491万4,000円の減額であります。説明欄、特別保育事業等推進費補助金につきましては、民間保育所等1歳児担当保育士増員事業費を減額したことに伴い、県補助金を減額するものであります。

次に、3目1節保健衛生費補助金につきましては、21万円の増額であります。説明欄、骨髄等移植ドナー助成事業費補助金につきましては、骨髄、または末梢血管細胞の適正な提供の推進を図り、もって骨髄等移植を推進するため、栃木県骨髄等移植ドナー助成事業補助金交付要綱が平成29年4月1日に制定され、市の助成制度に対する県補助が今年度から実施されることに伴う県補助金であります。

16款1項2目1節利子及び配当金につきましては、1,815万9,000円の減額であります。説明欄5行目、聖地公園管理基金利子につきましては、基金の利子収入が当初見込んでいた額を下回るため、減額するものであります。

54、55ページをお開きください。17款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましては、233万6,000円の増額であります。説明欄、社会福祉振興寄附金につきましては、寄附金が当初見込んだ額よりも増えているため、増額するものであります。

4目1節保健衛生費寄附金につきましては、100万円の増額であります。説明欄、新斎場整備基金寄附金につきましては、新斎場整備のための寄附金の受け入れがあったことから、増額するものであります。

18款1項1目1節後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、493万2,000円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、平成28年度の決算剰余金でありまして、決算額の確定に伴い増額するものであります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第2表、繰越明許費補正の所管関係部分につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、7ページをお開きください。表の3行目、2款1項ふれあいバス運行事業につきましては、現在ふれあいバスの待機場として使用している栃木駅北口の市有地がシビックセンター整備事業に伴い使用できなくなるため、JRの協力をいただき、無償で鉄道高架下を使用するための工事請負費であります。一部民間駐車場として使用されているなど、調整に時間を要する可能性があるため、繰り越しを行うものであります。

次の3項個人番号カード交付事業につきましては、国から平成30年度の交付金に平成29年度個人番号カード交付事業費補助金に係る繰越額が合算される見込みであるとの通知がありましたので、予算額全額を翌年度に繰り越しを行うものであります。

次の3款2項認定西方なかよしこども園運営費につきましては、園進入路等整備の設計測量及び西門工事が今年度内での完了が難しいため、設計業務委託料及び工事請負費を繰り越すものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 歳出になるかと思うのですが、73ページ下段のほうの敬老事業費でお尋ねしたいと思っております。

当初予算より人数が低かったということで約694万円の減額というのですが、人数にしてどれぐらいなのか、694万円。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） まず、この敬老祝金につきましては、予算策定時、それと実際の支給が9月1日現在の生存者という部分のところで対応いたしますので、4月から9月までの間に亡くなった方の分がマイナスになります。参考までに人数申し上げますと、85歳の方が70人です。90歳の方が97名、95歳の方が50名、100歳の方が9名、100歳以上の方が38名、以上の方が亡くなった部分のところの人数でございまして、その分がマイナスされた形になります。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） やっぱり同じような質問ですけれども、その上、障がい福祉費で特定患者介護手当支給費で、これは当初の見込みよりも増えているということでありましてけれども、この要因というのは何なのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） お答え申し上げます。

こちらは厚生労働省と栃木県の特定疾患として300ぐらいの疾患がありますけれども、今回その疾患の数が増えたということもあって、この手当の受給者の伸びにつながっているかと思われまして。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、その300程度の難病というのですか、疾患の支給対象の項目が増えたという、今年度中に増えたということなのですか。ではなくて人数が増えたということなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 疾患数が増えたことによって受給者の方も増えているということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それは、当初の予算を組むときは想定されていなかったということなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 増えるということは予想されましたけれども、市内で増えた疾患の患者の方がどのぐらいいるのかというところまでは読めなかったというところがございまして。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 77ページをちょっとお願いいたします。この児童措置費ですけれども、多分2つ内容が似ていると思うのですが、扶養手当と手当の支給、これ見込みが違っていた、減していたということなのですから、そんなにこら辺は数字が間違えないのではないかなと思うのですが、いかがなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 数字が間違いがないかというのはあれなのですけれども、基本的に前年度の当初の人数で見込みを見ております。毎年補正減をお願いしているところではございませんけれども、今回児童手当のほうは4,082人の減ということで見ております。児童扶養手当のほう、児童扶養手当というのは全部支給と一部支給って所得によって、ごめんなさい、変わってきてしまうのですけれども、それによって違うのですが、全部支給の方が約500名、一部支給の方が600名ということで、それぞれ減ということで今回は12月の支払いで見込まれたので、今回減額ということになっております。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっともう一回、上の扶養手当なのですけれども、4,082人というお答えなのですが、これだけの数字、児童手当のほうは4,082人だということですね。違う。

○委員長（広瀬昌子君） 児童手当が4,082人。

○委員（天谷浩明君） 児童扶養手当が4,082人と言っていました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（天谷浩明君） 上が。逆かい。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（天谷浩明君） 下で4,082人ということなのですけれども、多分生まれた赤ちゃんとか云々という話ではないと思うのですが、こちら辺の4,000人という数字が大きく差が出るというのは、何か前と調整をお願いしますよと言うのですけれども、なかなか毎日聞いているのですけれども、納得がちょっと少ないかな、いかないかなというところなのですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 申しわけございません。平成28年度の受給者が1万1,456名ということでおまして、平成27年度と平成28年の差ということで881人の増を見込んでいるのです。そういったもので、平成29年度の当初予算で1万1,250人ということで見込んでいたのですが、その中で今回児童手当につきましては6月、10月、2月ということで支払いはしているのですけれども、その段階で大体見込みが出てきてまして、今回22万909人ということで当初は見込んでいたのですけれども、見込みで21万6,827人で、差として4,082人の減ということで。転出されるという方と、あと年齢が上がってこの児童手当に該当しなくなる方もいらっしゃる、出生もあると。そういったもろもろの差が出てきてまして、この辺の差が出ております。基本的にその人数なのですけれども、これは単価掛ける12カ月分なので、延べ人数にはなってしまうのですが。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） その上の項目で、児童福祉総務費の中で民間保育所等入所委託費、福祉施設

措置委託料が3,400万円ほど増額になっているのですけれども、先ほどの説明ですと処遇の改善のために国からの委託料が増えたというような説明だったのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） よろしく申し上げます。

処遇改善ということで、これにつきまして公定価格ということをございまして、その変更が主なものでございまして、単価の内訳として処遇改善とか、また職員の配置等でそういったものを盛り込まれておりますので、その中で大きく変動したのために、公定価格が大きく変動したのために今回多分補正増になったという結果でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 民間保育所の保育士、もう一度確認したいのですけれども、保育士の処遇改善のために単価が上がったというか、ではなくて、それぞれ何か国の制度が変わったということなのでしょう。ちょっとそこら辺もうちょい説明をお願いしたいのですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 説明足りなくて済みませんでした。もともと公定価格というのがございまして、その中にいろんな加算項目がございまして、例えば職員の配置等で、またその施設の状況とかで一応加算項目がございまして、その中の一つとして先ほど説明した処遇改善とかございまして、その一環としてですけれども、全体として公定価格が上昇にしたことによりまして、今回その1つとして増額になった次第でございます。その処遇改善につきまして……

○委員長（広瀬昌子君） 少々お待ちください。

よろしいですか、説明は。

○保育課長（出井英男君） はい、以上でございます。済みません。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その増えたというのは、加算される部分とか保育士の処遇の改善の部分も含まれているということでよろしいのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 委員さんのおっしゃったそのとおりでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 73ページのちょっと真ん中あたりに福祉タクシー料金助成事業なのですが、225万6,000円の補正になっておりますが、これ総額でどのぐらいになるのか、そしてまた何人ぐらゐの利用者がいるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） お答え申し上げます。

当初の予算額、タクシー料金の助成としまして見込んでいたのは4,200万2,000円でした。今回の補正でしますと合計で4,425万8,000円となります。利用人数でございますが、今現在、平成30年1月末の現在でございますと、タクシー券の利用券の交付者数が6,232名でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） この事業は、80歳以上の方とか身体障がい者1、2級の方とかの、そのほかにも対象がありまして、1乗車に対して500円が24枚ということで交付されるということなのですが、これ24枚を使い切っている方といない方といらっしゃると思うのですが、その辺の把握はされているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 平成29年度の統計はまだ出ていませんが、平成28年度ですと交付されたうちの利用率ですか、24枚のうちどのぐらい使われたかというパーセンテージですと59.8%、約6割の枚数を1人平均使っていらっしゃるようでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 確認なのですが、1人当たり59.8%の方が全部使い切っているということではないですか。お願いします。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 利用券の交付した枚数に対して何割使ったかという意味でございますので、単純に24枚の0.6ですと14枚ぐらい使っているのかなというところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第9号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第12、議案第10号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第10号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の15ページをお開きください。

平成29年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,437万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214億2,992万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明をいたしますので、138、139ページをお開きください。1款1項1目補正額786万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

140、141ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費につきましては、補正はありませんが、歳入の補正に伴い、財源内訳が変更になるものであります。

142、143ページの2款2項1目一般被保険者高額療養費、次ページの144、145ページの2款4項1目出産育児一時金につきましても、補正はありませんが、歳入の補正に伴い財源内訳が変更になるものであります。

146、147ページをお開きください。2款5項1目葬祭費、補正額75万円の増額であります。説明欄、葬祭費支払い経費につきましては、被保険者が死亡したときに葬祭を行った方に1件につき5万円を支給するものでありまして、支給件数が当初の見込みよりも多くなると見込まれるため、増額補正をするものであります。

148、149ページをお開きください。7款1項1目高額療養費共同事業医療費拠出金、補正額3,596万9,000円の減額であります。説明欄、高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、高額な医療が発生した場合の財政の不安定化を緩和する共同事業の拠出金として、国保団体連合会に拠出するものでありまして、拠出見込み額に合わせ減額補正するものであります。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額5億5,238万4,000円の減額であります。説明欄、保

除財政共同安定化事業拠出金につきましては、財政運営の安定化と保険者間の負担の平準化を図る共同事業の拠出金として、国保団体連合会に拠出するものでありまして、拠出見込み額に合わせ減額補正をするものであります。

150、151ページをお開きください。9款1項1目保険財政調整基金積立金、補正額2億8,108万5,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金積立金につきましては、前々年度の前期高齢者交付金の精算の結果、約6億4,600万円の追加交付があったことなどにより、決算剰余金が発生すると見込まれることから、剰余金の一部を基金に積み立てするため、増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたしますので、132、133ページにお戻り願いたいと思えます。1款1項1目1節、補正額9,676万4,000円の減額であります。説明欄、医療給付費分現年課税分につきましては、一般被保険者の減少により、保険税収納額が当初見込みよりも少なくなると見込まれるため、減額補正するものであります。

2節、補正額3,732万9,000円の減額であります。説明欄、後期高齢者支援金分現年課税分につきましても一般被保険者の減少により、減額補正をするものであります。

3節、補正額735万5,000円の減額あります。説明欄、介護納付金分現年課税分につきましても一般被保険者の減少により、減額補正するものであります。

次に、2目1節、補正額664万5,000円の減額であります。説明欄、医療給付費分現年課税分につきましては、退職被保険者等の減少により、保険税収納額が当初見込み額よりも少なくなると見込まれるため、減額補正をするものであります。

2節、補正額266万円の減額であります。説明欄、後期高齢者支援金分現年課税分につきましても退職被保険者等の減少により減額補正をするものであります。

4款1項2目1節、補正額899万2,000円の減額であります。説明欄、高額医療費共同事業負担金につきましては、高額な医療が発生した場合の財政の不安定化を緩和する共同事業の拠出金に対する国庫負担金でありまして、歳出の拠出金補正額に合わせて減額補正するものであります。

5款1項1目1節、補正額1,986万5,000円の減額であります。説明欄、現年度分につきましては退職被保険者等の医療費等に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、交付見込み額に合わせ減額補正するものであります。

134、135ページをお開きください。7款1項1目1節、補正額899万2,000円の減額であります。説明欄、高額医療費共同事業負担金につきましては、高額な医療が発生した場合の財政の不安定化を緩和する共同事業の拠出金に対する県負担金でありまして、歳出の拠出金補正額に合わせて減額補正をするものであります。

8款1項1目1節、補正額3,769万8,000円の減額であります。説明欄、高額医療費共同事業交付金につきましては、高額な医療が発生した場合の財政の不安定化を緩和する共同事業の交付金とし

て国保団体連合会から交付されるものでありまして、交付見込み額に合わせて減額補正をするものであります。

2目1節、補正額6億1,457万円の減額であります。説明欄、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、財政運営の安定化と保険者間の負担の平準化を図る共同事業の交付金として国保団体連合会から交付されるものでありまして、交付見込み額に合わせて減額補正をするものであります。

10款1項1目1節保険基盤安定繰入金、補正額5,023万3,000円の増額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、低所得者の保険税軽減分に対して、次の保険者支援分については、財政安定化を図るための低所得者の人数に応じて一般会計から繰り入れるものでありまして、算定の結果、繰入額が増額となるため増額補正をするものであります。

2節その他一般会計繰入金、補正額4,333万8,000円の減額であります。説明欄、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金、人件費繰入金、事務費繰入金、地方単独事業保険給付費繰入金につきましては一般会計からの繰入金でありまして、決算見込み額に合わせて増減の補正をするものであります。

136、137ページをお開きください。11款1項1目1節、補正額1,538万8,000円の増額であります。説明欄の療養給付費等交付金、繰越金につきましては、前年度の療養給付費等交付金の精算の結果、返還金が生じたことから、返還額と同額を前年度から繰越金として計上するため、増額補正をするものであります。

2目1節、補正額5億420万9,000円の増額であります。説明欄のその他繰越金につきましては、平成28年度の決算剰余金のうち、療養給付費等交付金、繰越金を除いた額を繰越金として計上するものであり、収入見込み額に合わせて増額補正をするものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 保険財政共同安定化事業拠出金等、歳入のほうでは交付金があるのですけれども、これらの関係は、これは全体の医療給付費が減ったということで考えればいいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） ページを指定してください。

○委員（白石幹男君） 149ページ、保険財政共同安定化事業拠出金、5億5,000万円ほど減額になっ

ていますけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） こちらにつきましては、国保連の算定の結果ということで減額になってきている状況でして、その要因と申しましても、その辺については具体的なものは示されてきておりません。あくまで国保連のほうの算定基準によって減額になったということでございますので、歳入歳出とも減額になってございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、151ページですけれども、積立金がこれ平成28年度の剰余金を一部積み立てるということで、2億8,000万円ほどが積み立てられるのですけれども、平成29年度、今現在決算見込みというのですか、それで積立金というのはどのくらい予定しているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） とりあえず3月補正です。2億8,000万円ほどの積み立てができるということなのですけれども、これ前期高齢者交付金というのが12月補正で増額補正させていただきました。その分、歳入が増えた分歳出のほうの項目ということで、基金のほうに積み立てたわけでございます。平成29年度の決算につきましては、まだ最終的な数字が出てきておりませんが、ある程度5億円以上ぐらいは来るのかなというふうには思っておりますが、その辺の金額についてまだはっきりしたものではありませんが、その程度かなというふうには思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、見込みですけれども、平成29年度の決算5億円程度になると、やっぱり2億5,000万円ほど積み立てるといことになるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 決算剰余金の約2分の1を積み立てるといようなことで示されてきておりますので、この残金が生じれば、その分積み立てられるのかなというふうに思っていますが、先ほど申したとおりまだ確定額ではございませんので、その辺のほうをご了解していただければというふうに思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入の保険税のほうですけれども、133ページ、全般的に被保険者が減ったということで減ったと、減額になったということですが、どの程度予定より減っているということなののでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 被保険者数なのですが、平成29年3月末というか、ですと4万2,988名ほどの数字が出ております。平成30年1月末現在で4万1,306名ということですので、減額分が約

1,682名ということで、今現在で減額になっております。二月ほどまだございますので、もうちょい減るのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 被保険者が減っているというその理由というのですか、そこら辺はわかるのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 被保険者の減少の理由なのですけれども、やはり後期高齢者医療のほうにシフトされる分、また被用者保険のほうにも若干移行する方もいるというところでの減になっております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第10号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第13、議案第11号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第11号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の19ページをお開きください。

平成29年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,422万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,901万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものです。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、164、165ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額6,929万4,000円の増額であります。説明欄1行目、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、保険料等が当初見込みを上回ることに伴い、広域連合に納付する負担金に不足が生じるため、補正増をするものであります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、保険料の低所得者軽減額が減額したことに伴い、補正減するものであります。

次に、166、167ページをお開きください。4款2項1目他会計繰出金、補正額493万2,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、平成28年度の決算額の確定に伴い、決算剰余金が増額したため、一般会計の繰出金を補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたしますので、162、163ページにお戻り願いたいと思います。1款1項1目1節後期高齢者医療特別徴収保険料、補正額1,494万5,000円の増額であります。説明欄、特別徴収保険料につきましては、被保険者の増加などに伴い、補正増をするものであります。

次の2目1節後期高齢者医療普通徴収保険料現年度分、補正額5,978万円の増額であります。説明欄、普通徴収保険料現年度分につきましては、被保険者の増加などに伴い、補正増をするものであります。

4款1項2目1節保険基盤安定繰入金、補正額543万1,000円の減額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減措置分に対する4分の3の県負担金と4分の1の市負担金を合わせて一般会計から繰り入れるもので、広域連合への負担金が減額したことに伴い補正増するものであります。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金、補正額493万2,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、平成28年度の決算剰余金でありまして、決算額の確定に伴い補正増するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前 11時 55分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第14、議案第12号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第12号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の23ページをお開き願います。平成29年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億191万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億4,903万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるといふものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の178、179ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の補正額は90万3,000円を増額するものであります。説明欄の介護保険総務費は、システム管理委託料に不用額が生じる見込みであることから減額補正したいというものであります。

次の介護保険システム改修事業費は、介護保険制度見直しに伴うシステム改修に要する経費を増額補正したいというものであります。

180、181ページをお開きください。3項2目認定調査等費は、補正増減額はありませんが、認定調査の直営調査員の未処理分を委託で緊急に賄うため報酬を減額し、委託料を増額するものであります。

182、183ページをお開きください。2款1項1目居宅介護サービス給付費の補正額は、130万円を減額するものであります。説明欄の居宅介護サービス給付費は、要介護者が訪問介護、通所介護等の居宅介護サービスを受けたときに支給する給付費が当初見込みを下回ることから減額補正したいというものであります。

次の7目居宅介護福祉用具購入費の補正額は80万円を増額するものであります。説明欄の居宅介護福祉用具購入費は、要介護者の入浴、排せつに伴う福祉用具購入に対する給付費が当初見込みを上回ることから増額補正したいというものであります。

184、185ページをお開きください。2款2項5目介護予防福祉用具購入費の補正額は50万円を増額するものであります。これは、先ほど説明した入浴、排せつの福祉用具が要支援者においても当初見込みを上回ることから増額補正したいというものであります。

186、187ページをお開きください。4款1項1目介護給付準備基金積立金の補正額は9,497万3,000円を増額するものであります。これは、基金積み立て必要額を介護給付準備基金に積み立てるものであります。

188、189ページをお開きください。5款1項1目日常生活支援事業費の補正額は2,737万4,000円を増額するものであります。説明欄1行目の通所型サービス事業費は、総合事業の現行相当、基準緩和の通所サービスが見込みを上回る利用があることから増額補正したいというものであります。

次の、生活支援サービス事業費（配食）は、配食サービスの利用者が当初見込みを上回る見込みであることから増額補正したいというものであります。

3目一般介護予防事業費の補正額は、946万6,000円を減額するものであります。説明欄1行目の介護予防把握事業費は、総合事業が開始されたことから予防事業対象者把握の方法を見直したことにより、不用額が生じたことから減額補正したいというものであります。

次の地域リハビリテーション活動支援事業費は、地域における住民主体の通いの場の開設がおく

れているから、専門職の派遣の必要性が少なく、不用額が生じたことから減額補正したいというものであります。

190、191ページをお開きください。2項1目介護予防支援事業費は、職員課所管人件費に不用額が見込まれるため減額補正したいというものであります。

3目権利擁護事業費の補正額は、312万円を減額するものであります。説明欄、権利擁護事業費は、介護人材不足の中、見込んでいた社会福祉士の確保ができなかったことから減額補正したいというものであります。

5目任意事業費の補正額は、669万円を減額するものであります。説明欄1行目、在宅老人成年後見制度利用支援事業費、2行目の紙おむつ給付事業費、いずれも利用者が当初見込みを下回ったことから減額補正したいというものであります。

192、193ページをお開きください。7款1項2目償還金の補正額は、23万9,000円を増額するものであります。説明欄の国庫支出金と返還金につきましては、平成27年度財政調整交付金確定に基づく返還金であります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、174、175ページをお開きください。4款1項1目介護給付費負担金の補正額は734万円を増額するもので、介護給付費負担金精算に基づく過年度分の追加交付があることから増額補正したいというものであります。

次の2項2目地域支援事業交付金（介護予防事業）は272万5,000円を増額、次の3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は472万3,000円を減額するもので、国からの交付金であります。

次の4目、介護保険事業費補助金は70万1,000円を増額で、介護保険システム改修に対する補助金を増額補正したいというものであります。

次の5款1項2目地域支援事業支援交付金は305万2,000円を増額で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次の6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）は136万2,000円を増額、次の2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は236万1,000円の減額で、県からの交付金であります。

176、177ページをお開きください。9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）は488万円の増額、次の3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は236万1,000円の減額で、一般会計からの法定繰入金であります。

次の4目その他一般会計繰入金の補正額は20万2,000円を増額で、介護保険システム改修に伴う一般会計からの事務費繰り入れの増額に対応するものであります。

10款1項1目繰越金の補正額は、8,760万4,000円を増額するものであります。これは前年度繰越金を精算し、繰り越すもので、増額補正したいというものであります。

11款3項4目雑入の補正額は、349万2,000円を増額するものであります。説明欄にありますよう

に配食サービスの利用者増に伴い、利用者からの負担金を増額補正したいというものであります。

以上をもちまして平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきまして、歳入、歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 181ページですけれども、介護認定調査員等事務費、これは認定調査を外部委託に回したということですよ。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今回の補正につきましては、認定調査に直営で抱えている職員が一部インフルエンザ等の病休で休んだ部分のところで、どうしても調査の未処理分が発生していることから、その部分のところに緊急で外部の事業所への委託をしたいというものであります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうすると、51万9,000円ですか、これは非常勤の職員の報酬は減らされてしまったということなのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） これは1回補正をした、今年度も補正をしたことがあるのですが、そのときにもご説明申し上げましたけれども、退職した後補充までの間にどうしても期間がかかる部分のところがございまして、その間の人件費の未処理分の費用を活用させていただいて今回委託料のほうへの流用というか、予算のつけ替えを行ったところであります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 189ページ、介護予防把握事業で796万6,000円減額と、これ把握事業の何か見直しというだけだったのだけれども、どういった見直しが行われたために減額になったのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実はこの事業につきましては、これまでは市町村、我々の地域包括支援センター等のほうから該当しそうな方に対して郵送で調査票を送って、その郵送で返送された方の部分のところの内容を分析して、その方に予防のサービスの紹介をしていく、つまり地域の中にどれぐらいそういう該当者がいるかということをお送りあるいはその後の分析で調査をす

るという費用で予算計上しておりましたけれども、これまでも非常に返送率が悪かったりとか、把握が適正になかなか難しいという、そういう問題点がございました。今般総合事業が始まるという形になりまして、地域包括支援センターの職員等が市内の事業所等と連携をとって、そういう予防対象者を把握をして、そしてその把握をした方について通信運搬費等で連絡をとり合っといううな、そういう形のやり方に変えた部分のところで、いわゆる多くの郵送料であるとか、分析委託料が減額の対象になったという形でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 同じページでその上、通所型サービス事業費ということで現行相当と金融緩和のサービスということの説明がありましたけれども、見込みより増えているということですけども、総合事業が今年初めて導入されたということで、なかなか見込みも大変なのだろうけれども、この増えた要因というのはどういったことなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は今委員のほうからお話しありましたように総合事業の部分で当初の見込みがなかなかどれぐらいの対象が出てくるかというのが難しかったという部分のところは1つの要因としてございます。ただ、現実問題とすると、総合事業が始まったことについていろいろな部分のところでPRが進んだせいか、該当になるのではないかというような形での申請相談にお見えになる方というのが非常に増えてきたと。それに伴ってチェックリストで対応していきますと、大部分の方が該当していくような部分のところになってきますので、ある意味予防の利用対象者の裾野が広がった状態で利用が増えたというような、そういう部分があるかと思えます。実績といたしますと、4月から11月ぐらいまで急激な伸びをしておりましたが、今少し落ちつき始めてきて、実際に実人員として570名強ぐらいの方が利用されているというような状況になります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、介護要支援1、2と要支援1、2に当てはまらない人たちもこういうサービスを受けられるということですよ。そうすると、そこら辺の人数というのは、そこら辺はどの程度なのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実際今この総合事業を使っている人の中には要支援1、2の方と、いわゆる総合事業チェックリストの該当者という方がいらっしゃいます。ただ、それを今コンピューターシステムの中で分析をかけたときに、どちら側が何人いるかということが国のシステム上分析できない、そういう状況になっていて、今それを直してほしいという要望を重ねているところなのですが、現実的には572というのが全体の数字で、その内数として要支援1、2で利用している方がどれぐらい、総合事業の対象で利用している方がどれぐらいというところがちょっとまだ分析し切れていないというのが現状でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もう一つ、191ページ、権利擁護事業費、これ社会福祉士が採用できなかったということですが、業務に支障がなかったのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 基本的には1名の社会福祉士の確保が難しかったという形ですが、それ以外の社会福祉士で業務を賄ってまいりまして、業務実績とすると前年以上の形になっておりますので、特に問題なかったとは申し上げませんが、現行範囲の中で十分やれることはできたかなというような、そういう認識を持っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今の人員の人に1人分の業務が、業務というのですか、覆いかぶさっているというか、そういう状況になっているわけですか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 当然確保すべき人数がまだ確保できていないということですから、残った人数にそれぞれ若干ずつ業務が重なっているという部分のところはございます。それを今チームで何とか対応しているというような、そういう状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今後はどのような、来年度予算もやりますけれども、どういうふうにしようと思っているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） なかなか社会福祉士の資格を持っている方を確保していくというのは難しい現状というものは変わりませんが、市内の事業所と関係機関等とも協力をして、あるいは市内のマロニエ専門学校等の卒業生なんかへの働きかけ等も行いまして、何とか確保できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第12号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第15、議案第13号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第13号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の27ページをお開き願います。平成29年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ374万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,376万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の208、209ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は、374万円を減額するものであります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため減額補正したいというものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、206、207ページをお開きください。2款1項1目一般会計繰入金の補正額は374万円を減額するもので、歳出の人件費の減額に合わせ、職員給与費等繰入金を減額補正したいというものであります。

以上をもちまして平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第13号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第16、議案第1号 平成30年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）を議題といたします。

なお、2月6日開催の議員全員協議会及び2月26日開催の民生常任委員会において既に本予算に対する説明は済んでおりますので、本委員会での説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入、継続費、債務負担行為を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

なお、執行部の答弁に際し、質問の内容によりましては担当部長にご答弁いただくこともありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

では、2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は、142ページから165ページです。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 155ページ、一番下になります。防犯カメラ設置費ということで防犯カメラの新設工事費で、今回は合戦場駅というご説明を受けたのと、あわせて何か新大平下駅西口については別予算があったので、そっちでやるということなのですが、今駅については何駅ぐらい終わっているのですか。実施状況を教えてください。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

まず、駅西口とかございますので、とりあえず来年度、今回の私どもの予算で合戦場駅に設置予定で、以前ご説明申し上げましたとおり、新大平下駅西口につきましては、区画整理事業に合わせて整備します。となると、もう平成31年度に野州平川駅、それから野州大塚駅を残すのみとなっております。ですので、予定ですと再来年度には一応設置を終了したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 了解しました。わかりました。

あと、この防犯カメラについては、以前自治会からなんかも要請があるやに聞いておるのですが、今回そういう予算なんかは計上していないのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

自治会が主体となっていて防犯カメラを設置する事業につきましては、いわゆる防犯事業費でございまして、155ページの中ほどにある防犯事業費のほうでございまして、来年度につきましても設置を予定しているところでございます。今年度7台の予算を計上させていただいております。結果的に7台の設置を済んでおります。来年度は10台を見込ませていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連で、自治会で7台予算も今年度はやったということなのですが、自治会の、30万円が補助金ですけれども、おおよそどのぐらいになっているのでしょうか、設置費で。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

予算上はポールを立てて、そこに防犯カメラを設置する。それなりのものをつくると40万円ほどかかって、4分の3、30万円を補助させていただくというのを想定していたのですが、実際は設置済みの自治会の平均は約22万円でございます。なので、その4分の1が自治会、だから五、六万円ご負担いただいているという状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、上限が30万円で、4分の1を自治会が負担する、そういう制度なのですね。わかりました。結局そうしますと、今年度も10台分やるということですので、それだけの自治会というか、要望というか、そういうのが充てているということで予算を組んでいるとい

うことでよろしいでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

この事業につきましては、昨年度自治会連合会役員会でご説明申し上げて了承を得て、全自治会長に通知とともに申請の手引を送付させていただきました。なので、かなり周知は行き届いているかなと思うのですが、その関係もございまして、30を超える自治会から問い合わせをいただいております。今年度は結果的に7台どまりなのですが、来年度はさらに増えるのではないかと予測しております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 防犯については、よろしいのですけれども、個人情報というのですか、そこら辺の管理というのがやっぱり問題があるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺は自治会なりちゃんと個人情報の流出というか、そういう点ではきちっと周知というのですか、しているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

昨年度ご審議いただきまして制定させていただきました防犯カメラの条例、それに基づいてご説明申し上げるとともに、現在は確認はしていませんけれども、補助する段階においては個人情報を十分気をつけるようお願いをしているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 同じ55ページで一番下の段で、地域公共交通網形成計画策定事業費、今年度から始まっている、継続してやるということですが、来年度きっちり計画が立つということで、おおよそどういったものを検討しているのか伺いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） 議員おっしゃるとおり今年度から来年度の前半にかけて策定してまいりたいというふうに考えておりますが、方針とか大きな部分は協議会、地域公共交通会議等でご審議いただいているところなのですが、実際の施策はこれからになります。ただ、今のところ適正な運賃体制とか、いろいろ話題になっております高齢者に格安の定期券の設定など、これから検討してまいりたいというふうに考えています。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった運賃とか高齢者に対する軽減措置とか決めるというか、やっぱり市民の皆さんのご意見も十分に聞かないといけないと思うのです。そこら辺の意見の聴取というのですか、そこら辺はどういうふうにしているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

計画策定するに当たりまして、今年度計画の半分程度を策定するに当たりまして、市民4,000人を対象とする郵送のアンケートとか、バス利用者に直接アンケートをするなどいろいろと市民意向を把握しているところでございますが、協議会も市民の皆様方がメンバーになっている状況ですので、そういった点でも反映できますが、基本的にはパブコメ等で最終的には市民の方々のご意見を確認したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 運賃の考え方として一律運賃ということも出ているわけですが、一律というのは今100円のところも逆に200円になる、そういう可能性もあるということなのではないでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

可能性は十分にあるかと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） やっぱり値上げという、市内中心部は一律というか、100円になっているということで、逆に200円に統一した場合は100円の値上げとなるわけですよね、この中心部は。そういうことでいいのかということがあるのでございますけれども、一番いいのは100円に統一すると。そんなに運賃でバス事業を賄っているわけではないでしょう。ですから、そこら辺はやっぱりそういった方向で考えていくべきではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

おっしゃるとおり極力安い運賃にすべきだというふうには考えておりますが、この制度をやはり将来にわたり持続可能とするためには、それなりの適正な運賃をお願いするしかないのかなというふうに考えております。特にバスにつきましては、正直目の前にドライバーが乗ってバスが着いた時点で相当の負担があるわけです。そこから500メートル走ろうが、2キロ走ろうが、燃料費とかの経費というのはごく一部なので、そういった点もご理解いただかなければならないのかなと思っております。今回アンケートを実施したわけなのでございますけれども、その結果は議員の皆様方にはまだご紹介しておりませんが、どこかへ行くところがあってやむを得ない金額って幾らという質問に対して600円なのです。なおかつ適正な金額はという質問に対しては400円という返事をいただいておりますので、その辺も参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 163ページ、個人番号カード交付事業についてですけれども、今年度まだあ

るわけですが、大体今年の実績としてどの程度になっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答えいたします。

今年度は、まだ平成30年1月末までの数字ということで、現在1万2,590枚交付しております。交付率からすると7.73%となっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、これまでのトータルで1万2,000枚、今年度増えたというのはどの程度なのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答えいたします。

昨年末が1万768枚でございますので、そこから1万2,590枚まで増えましたので、今年度あたり1,822件の交付ということになります。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） なかなか交付が増えないという要因はどのように考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） 市民生活課といたしましては、これまでPRが非常に足りなかったということを感じておりまして、今まで総合政策課主導でマイナンバーカードの出前講座等を行って、PR活動を行ってきたわけなのですが、今回市民生活課といたしましては、これまでホームページ等には載せていたのですが、それ以外にやはりもう少しマイナンバーカードの利便性というもののPRがこれまで足りなかったということで、来年度はPRを強化して、市民生活課主導の出前講座等を実施したりして、マイナンバーカードの取得率のアップにつなげたいと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、個人番号カード交付事業の中で住基ネット業務端末保守委託料というのが115万5,000円ほど、これは去年の予算見ると、平成28年度見ると、これはなかったような気がするのだけれども、新しく出ているということでどういったことなののでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答えいたします。

こちらにつきましては、昨年度もあったかと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 質問を変えます。間違えました。なかなか進まないということでPRを今度市民生活課主導でやるということなのだけれども、増えない大きな理由としては利用価値がないと

いう、身分証明書ぐらいにしかならないということと、個人情報漏れるとか、そういった危険性も市民も感じているのではないかなと思うのですけれども、そこら辺はどういうふうに見えていますでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） 白石委員がおっしゃるとおり今のところマイナンバー活用の利便性というものが、活用する場面というものがなかなか市民のほうには伝わっていないということで、現在主なものとしてはイータックスといたしまして、税の申告とか納税システムをマイナンバーカードで利用できるということと、今度新しく子育てワンストップサービスというのも国のほうで制度として進めているところでありまして、保育施設等の入所等につきまして、窓口申請に来なくてもインターネット上で電子証明を使って手続きができるというようなことを進めておりまして、そういったものを今後いろいろな場面で電子証明を利用した申請方法なんかを使っていけるようなシステムがどんどん増えていくということを市民のほうにわかっていただけると、マイナンバーカードももっと普及していくのではないかと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 個人情報の流出という点では、非常に職員のほうもかなり気を使っていると思うのですけれども、そこら辺の職員にもかなり負担がそういった点では行っているのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） やはりおっしゃるとおり個人情報ということで、かなり職員のほうも気を使っているところなのですが、インターネットとは必ず分離するような方法でマイナンバーの情報については取り扱っておりますので、臨時職員なんかにもかなり臨時職員とか非常勤職員も市民生活課には在席、在職しているのですけれども、そういった方にも個人情報の保護という観点で毎週のように朝礼等でその辺は、個人情報の管理については気を配るよということ伝えてあります。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 155ページの真ん中よりやや下段のふれあいバス運行事業費なのですが、今年度、平成30年度の予算では2億9,965万7,000円で約3億円ということになっておりますが、昨年度の予算ですと2億9,400万円で600万円少なかったのです。一昨年度2億8,900万円で、また500万円、ですから一昨年から昨年度で500万円プラス、昨年度から今年度、平成30年度で600万円のプラスになってはいるのですが、その要因を教えてくださいたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

基本的に運行補助金につきましては、路線をバス事業者が運行してかかった経費がございます。

かかった経費から運賃を差し引いて、不足分をいわゆる補助金として出しているところなのですが、その運行経費の上下については路線等の見直しをするかしないかで差が出てきます。例えば路線等の見直しをすると、自動音声装置という停留所案内の音声、あれをかえるだけでも二、三十万円とか、停留所の表示をマックスでかえたりすれば50万円とか、延伸すれば燃料費とかではね返ってくるというような意味での見直しにかかる経費なのですが、それが上下するのはやはり見直しのあるかないか。例えば今回の路線の補助金で前年度よりも減っているところは、今年度の見直しより来年度見直しがほとんどないか、あるいは見直ししても経費がさほどかからないので、減額になっている状況です。経費の関係は総体的に申しますと、基本的には120万円ほどアップになっています。その理由は、そういった見直しの関係の経費は低くなったのですが、今からですとおとしになりますか、軽井沢のスキーに向かうバスの事故を踏まえて、国のほうの指導が厳しくなりまして、今まではふれあいバス、運行管理者というのを1人置けばよかったのですが、路線ごとに置きなさいというような指導があった関係で、そういった関係でちょっとアップになってしまっている状況です。問題は、運賃のほうなのですが、残りの二百何十万円かはそちらが減っているというふうに見込んでいます。その理由なのですが、例えば今年度、市民の皆様方の利便性を上げるために、定期券の割引率を上昇させたりしました。その関係で85万円ほど下がるの見込んでいたのですが、結果的に安くなったので、利用者が増えて65万円どまりだったのですが、残りは今のところ推測なのですが、免許返納支援事業で例えば暦年ですが、昨年度は403人いれば403万円分をチケットとして配布しているのですが、そういった部分で統計的にそういった回数券を売った金額と回数券を受け取った金額の差を出せばおのずと出てくるのですが、今年度の推計で約150万円ほど減っている状況なのです。ずれている状況なのです。私どもが想定していたのは、今まで車を運転して今までふれあいバスとか乗っていない人が無料で乗っても既存の運賃は減らないというふうに見込んでいたのですが、どうやらそれが200万円ほど来年度は減りそうなので、どういうことかということ、多分もらった方がご自分のお孫さんやお子さんに配っているとしかちょっと今のところ想定できないのですが、そういった状況もございまして、運賃を減額した関係で補助金がちょっとアップになっている、そういった状況です。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 要因はある程度わかりました。それにふれあいバスに比較しまして、蔵タクのほうの予算が平成28年度が7,700万円、平成29年度が7,500万円、平成30年度が予算案としては7,700万円で、それほど変わっていないのです。住民の方のご意見ですと、やはりふれあいバスというのは停留所まで遠いとか、そういった思いで利用しにくいということで、蔵タクのほうのサービスを充実してほしいという意見が多いのです。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

歳タクの需要が増えて輸送量が追いつかない場合には増車も検討しなければならない。現在は、歳タクで利用を希望する時間帯が9時、10時なのです。そのピーク時は、恐れ入りますが違う時間帯に回ってもらったり、日をずらしてもらったりという部分ですが、全体的にはかなりまだ余裕がある状況でございます。ただ、市民の方の需要によっては、増車も検討していかなければならないと思っています。ただ、申し添えておきたいのが受託を受けるタクシー事業者の状況なのですが、かなり経営が厳しいという状況とともにドライバー不足、通常の民間のドライバーもしょっちゅうハローワークに出しているような状況ということで、受け皿のタクシー事業者との協議も一つの壁というふうに考えております。今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） また戻るのですけれども、戻るというか、163ページの旅券事務費というのが、これは総合支所でも以前はやっていた業務ですけれども、今度総合支所縮小、機能が縮小されて本庁でやるということ、どのくらいのパスポートの発行はなっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

パスポートのまず申請と交付なのですが、平成28年度の数字でいきますと、申請が3,092件、交付が3,046件となっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 私が予想しているよりも何か多いような気がしますけれども、以前は総合支所でもやっていたということで、そこら辺のデータというのは総合支所でどのくらいやっていたかというのはあるのでしょうか、データは。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答えいたします。

先ほどの平成28年度の数字なのですが、平成27年度におきましては総合支所の合計で申請が959件、交付が952件となっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これ権限移譲で今まで県でやっていたのが市に移って、そういった意味では総合支所でもやられていたというのは、市民サービスがよくなったのかなということだけれども、結局また1カ所に集約されてしまうということで、1,000件近いのが総合支所で以前はやられていたということで、そういった意味で市民の間からは不満の声とかというのは上がっていないのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） 特に調査はしておりませんが、窓口に来るお客さんにつきましては、特に苦情等は聞いておりません。

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、次に移ります。

3款民生費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は、176ページから209ページです。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 181ページの一番下段です。障がい者等移送サービス事業費ということで、685万5,000円というのですが、この対象人数、どれぐらいか教えてください。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） お答えいたします。

こちらは、社会福祉協議会が福祉有償運送の許可をとって運行しておりまして、平成29年の9月現在の数字ですと、登録者数127名でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 私の勉強不足であれなのですけれども、例えば先ほど来出ています蔵タクですとか福祉タクシーですとかいろいろあります。いろいろあるのだけれども、その中で例えば福祉タクシーですとか蔵タクに移行できるとか、そういう調査なんかもしているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） この制度は、蔵タク等は栃木市内だけの運行に限られていますけれども、いわゆる市外の大学病院であるとか、あるいは短期入所で市外の施設に行かれる方で、普通乗用車の乗りおりが困難、あるいはそういった電車バス等の公共交通の利用が困難な方を対象としております。大概が車椅子のまま乗降ができる車であったり、人によってはストレッチャーで乗ったりというような特殊な車両での運行でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 平成30年度については127名ぐらいの計画をしているという、平成30年ではないです、昨年度ですか。今後ってどう検討しているのでしょうか、見通し。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 市外に出るということと、それから普通乗用車での乗りおりが困難という方なので、要介護認定を受けている方、もしくは障がいの福祉サービスを使っている方等を対象にしていますので、ケアマネジャーであったり、障がい者相談支援専門員などを通じてリーフレットの配布等で、いわゆる生活上のそういったケアプランであったり、障がい福祉サービスを使う際のサービス等利用計画を作成する際に、担当の専門職のほうからこういうサービスを使わないかというようなことでコーディネートをしているものでございます。今後車両が足りないとかということであれば検討していきたいと思いますが、今のところは大丈夫でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっと戻ります。179ページなのですが、地域力強化推進事業費があります、1,200万円ほど。これ何か10名程度構成というので、説明をちゃんと受けたのですが、もう一回ちょっと改めてお伺いしたいのですが、よろしくお願いします。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

地域力強化推進事業につきましては、今年度国庫補助事業ということで4分の3の国の補助を受けまして、新規で導入した事業でございますが、現在コミュニティソーシャルワーカー養成講座というものと、あとコミュニティソーシャルワーカーサポーター養成講座という2つの講座を柱として、それぞれ地域におきまして福祉活動を展開する職員等の養成、また一般市民を対象として人材育成を図っているというところでございます。それで、冒頭申し上げました、まずコミュニティソーシャルワーカーにつきましては、主に職員を対象としたものなのですが、具体的に社会福祉協議会職員ですとか、包括支援センター職員、あと包括推進員、こういった職員を対象とした講座でございます。今年度につきましては、3回実施したところでございます。もう一方、コミュニティソーシャルワーカーのサポーター養成講座、こちらにつきましては今年度大宮地区と大平地区、岩舟地区、3つをモデル地区として指定しまして、それぞれの地域の方から人材を募りまして、過日2月9日と13日、23日、3回宇都宮大学の先生を講師にお招きしまして、地域活動の人材を育成するための研修を実施したところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、コミュニティソーシャルワーカー、一応職員とか社協等でありまして。2つの事業は。あとはコミュニティサポーター、地区別委員、これが今年度からでしたっけ。そうしますと、その普及状況というのはちょっとわかりづらいとは思いますが、例えばサポーターの単価とか状況というのは、思っている数字というのが多分あると思うのですが、PRというか、波及効果というか、そういうものはどんなふうな想定がされるのかちょっとお伺いします。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

具体的な単価といいますか、こちらにつきましては栃木市社会福祉協議会に市のほうから業務委託をして、先ほどの幾つかの事業を実施しておりますので、細かい単価とか、その辺はこちらでは現時点においては把握はしておりませんが、この事業の取り組みの目的とするところは、地域においていろいろな福祉にかかわる課題があると思います。そういった課題を一般市民の方と、そういった先ほどのボランティアの方とか、コミュニティソーシャルワーカーを通じた方からいろいろ情報を収集しまして、それを行政に上げていただいて、それで地域で解決できるものは解決していく

と、それで行政は一緒になって手助けをしながら取り組んでいくというのが将来的な展望としての取り組みでございまして、まだ事業が1年目ということで具体的な成果というのが数字にあらわれてくるというものではございませんので、2年、3年と長い目で見守っていただければ大変ありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 毎回聞くけれども、177ページの人権同和対策費ですけれども、何科目かあります。人権同和対策委託費、人権同和対策補助金、隣保館関係ということで今年度の予算とほとんど変わらないのだけれども、この辺についてはもう同和を特別に扱った人権ではなくて一緒な形で、人権対策は必要ですけれども、同じ中でこれもやっていくべきだと思うのですけれども、特別に予算を立てないで、いかがなものでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大山人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（大山 勉君） 同和という問題につきましては、確かに平成28年には国のほうで部落差別の解消に推進に関する法律というのができまして、同和という文字自体は使われなくなってきております。現実にも今回も予算に計上しております委託事業の内容につきましても、同和問題に対するものというよりは、確かに人権の啓発、広く全般的な人権の啓発に関する問題の解決に向けた活動を委託しているというのが大きなものになっております。ということでこれまでの経過も踏まえて同和ということで計上をしてございますが、そういったことで考えますと、部落差別解消法を見ますと、同和という文字が一切使われておりませんので、その辺のことについては一考する余地があるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 部落差別についてもほとんど解消してきているという状況だと思うのです。こういう委託費とか補助金についても例年どおり同じような団体に補助を出しているということですよね、確認ですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 大山人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（大山 勉君） お答えいたします。

内容につきましては、例年同様部落解放同盟栃木市協議会に709万5,000円、部落解放愛する会栃木市協議会に247万7,000円、これはまたちょっと特殊なのですが、NPO法人の人権センターとちぎというところに人権の啓発の研修等の講師の派遣ということで12回分をお願いしているのですが、それが80万円ということで、3団体に対して委託をお願いする予定でおります。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 185ページなのですが、上から2行目で老人福祉施設等整備事業補助金なの

ですが、これは昨年度より6,300万円ほど多分増加しているかなと思うのですが、私説明をお聞きしたかどうかちょっと不明なものですから、その増加の要因を教えてくださいたいと思います。内容です、要因というか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は先ほどの補正予算とも絡んでくる部分のところがあるのですが、第6期の計画で計上しておりました小規模の特別養護老人ホームが2施設ございます。これについて工事が少しおこなわれている部分のところがございますので、一旦補正予算で減額をし、また来年度の当初でそれを盛り込んでいくという部分のところの内容がこの中身ほとんどの部分のところでございます、あわせて第7期の計画の中に盛り込みました幾つかの施設整備、募集等を開始をしていくという部分のところ、その幾つかの部分のところを入れさせていただいた、その結果がこのような額になっているという形でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 同じ185ページのその下、緊急通報装置の対応事業費ということで、これはひとり暮らしの方が対象だよという説明を受けたのですが、この729万円は該当者というか、何人分に当たるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 一応415台の機械の設置分をこの費用で見えておりますので、415人分というふうな考えでよろしいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、例えばこの設置要件というのかな、設置要件か基準というのが何かあったら教えてください。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 基本的にはひとり暮らしの高齢者という形になりますが、当然緊急通報装置ということで機械をつけて、その機械で何かあれば連絡をしてという、そういう部分のところになりますので、ある程度そういう突発事態の可能性の高い人、例えば心臓とか脳血管のそういう病気の既往歴をお持ちの方であるとか、そういう方を優先的に設置をするという形で努めております。ただ、1つ条件がございます、機械を設置をしてボタンを押しますと、受けるコールセンターがございます。このコールセンターとの職員のやりとりの中で、救急車等の手配をすることがあるのですが、コールセンター、今市外にございますので、救急車より先にコールセンターの職員がその方のお宅に行けません。そのために近隣の方に協力員という方をお願いをして、その方をお二方ほどつけるということが1つの条件になっておりますので、近年この協力員をなかなか確保するのが難しいという方も実は出てきておまして、そのあたりのところでちょっと別の方法何かないかというところは、来年度、平成30年度少し検討させていただき予定で考えていると

ころでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 課題も今お聞きしたところなのですから、これで今年度分は415人分に相当するよということなのですから、これ総数でいうと栃木市って何人ぐらいいるのでしょうか。該当者というか、想定数です。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ひとり暮らし高齢者の数であれば出るのですが、先ほど言ったように優先でつける方が例えば心臓とか脳血管の既往のある人という部分のところというもので考えているので、ちょっと具体的に何人というのが今のところ出せない状況であります。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、この装置自体を私は推奨しているほうなのですから、設置要件というか、結局どういうアクションとればこういうのがつくのかなということなのですから、だから。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 基本的にはなかなか市のほうから、この人が該当しそうだということを見つけ出すというのは難しい部分のところですので、どうしても申請主義にまづなります。その部分のところの中で、こういう制度がありますよということについての告知というのは定期的にさせていただいておりますので、その関係を見た形でご相談のあった方について、地域包括支援センターの窓口、あるいは市の地域包括ケア推進課の窓口等でご説明をしての対応という形になります。ひとり暮らし高齢者等には幸いふれあい相談員さんが回っている部分のところがございますので、ふれあい相談員さんが回るときに配布するふれあい通信というもののの中で、何回か定期的にこういうものがあるということのお知らせ等もさせていただいております。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ぜひそのふれあい相談員さんですか、有効活用して周知に努めていただきたいなと要望したいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今の件で関連なのですから、この条件というのがひとり暮らしの高齢者ということなのですから、ちょっとお聞きしたいのですけれども、例えば高齢者と、あとは独身者と、例えばサラリーマンの方との2人暮らしとか、そういった場合は昼間は1人になるわけです。やはり昼間緊急事態が発生する等があるかと思うのですが、そういった方の対象ということはお考えにはなっていないのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今言ったような方も対象にしたいところではあるのですが、

比較的最近この8050といいまして、80歳のお母さんと50代男性独身が一緒に生活をしているという、そういう世帯が増えてきている部分のところを考えると、全ての方への対応をこの公費で、この緊急通報装置は自己負担ありませんので、全額公費で対応する制度の中で賄うのはなかなか難しいかなというふうな部分があります。ただ、例えば高齢の親と障がいをお持ちのお子さんが一緒に住んでいる等の世帯につきましては、これは当然必要な部分のところということで対応させていただくような、そんな形はとらせておりますし、また先ほど委員から例に挙げていただいたようなケースは、逆に今民間でもいろいろな制度がございますので、そういう民間で若干自己負担等発生するのですが、そういう制度のご紹介を相談窓口でさせていただくような形をとっております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） ちょっと細かいところなのですが、187ページ、岩舟健康福祉センター遊楽々館の管理費の中でトレーニング機器のリース料という項目があるのですが、このリースというのは新規で何か機器を買ったのか、それとも現状あったものが何か修理か出してリースしたのかって、内容をちょっと知りたいのですが。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） こちらにつきましては、指定管理の施設になるのですが、指定管理料とは別に当初からいわゆるトレーニング機器の部分のところを市がリース契約で機械を入れているというような、そういう形態で進めてきた関係で、このような指定管理料とリース機器というふうな2段書きの部分になっています。だから、従来から使っている機器のリース料という形になります。ただ、これちょっとやはり管理していく中ではどうかなという部分のところというものを我々も思っております、指定管理で一元化できる方法はないのかということで、指定管理の切れるタイミング等で少し見直しを考えたいなというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） では、ここで暫時休憩をいたします。

（午後 2時12分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時25分）

○委員長（広瀬昌子君） 質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 179ページの下段ですけれども、重度心身障がい者医療費助成事業ですけれども、今年度から現物給付ということで、来年度の予算を見ますと、大分増えているのですけれども、こちら辺やっぱり現物給付になったということで増えているということよろしいのでしょ

うか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 重度心身障がい者医療費助成につきまして、平成29年度に現物給付ということで改正をさせていただいて実施をしております。今回の予算につきましては、昨年度補正もさせていただきました。若干平成28年度から1.5倍になるということで補正をさせていただきましたので、その相当額分を予算計上させていただいて、ほぼ間に合うのかなということで計上させていただきます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 障がい者のそういう手続とかの負担が減ったということで大変喜ばれているのですけれども、職員としてもやっぱり領収書とか、そういうのを点検とかしなくてはならなかったわけですね、今まで。そういった点でも業務量的にも職員の負担も減っているのではないかと考えるのですけれども、そこらはどうなのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 平成29年度につきまして、当初やはり償還払いがありますものから、実際の現物給付の作業といたしますと、6月以降の作業になってまいります。ただし、県外とか、どうしても現物給付があっても医療機関で償還払いで領収書をいただいでくる方がおります。もちろん減ってはきておりますけれども、全部が全部ゼロになるわけではなくて、そういった事務が残ってしまうということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 191ページで、まず簡単なやつから。赤ちゃん誕生祝金が大分減っていますけれども、やっぱり出生率というか、そこら辺が関係しているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

実数に近づけているというのは本来かと思えますけれども、平成26年が7,600人、平成27年が7,900人ということで、平成30年度につきましては560人ということで、延べ人数ではないのですけれども、そういったことで実数に近づけた数字ということになっております。

○委員長（広瀬昌子君） ちょっと待ってください。今ちゃんとした数字。

石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 申しわけございません。数字、先ほどは額を申し上げました。済みません。平成26年が第1子分として405人、第2子以降分として176人、平成27年度が第1子が436人、第2子が177人ということで実績があります。平成30年度の今回の計上につきましては、第

2子以降が370人で、第3子以降が190人ということで計算をしております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 少子化対策は待ったなしだと思うのですけれども、そういった点ではあらゆる施策を駆使してやらなくてはいけないと思うのだけれども、これはこの部分で聞けばいいのかわからないけれども、少子化対策としてどういったことを今後考えているのか、これは部長になってしまうのかな。

○委員長（広瀬昌子君） かなり大きいでしょう。大き過ぎない。でも、基本的なものだから。

松本こども未来部長。

○こども未来部長（松本静男君） 少子化対策について課題が大きいので、ちょっと白石委員のお答えになるかどうかはわからないのですけれども、とりあえず皆さんご存じのように田舎暮らしの本でもわかるように、栃木市は今子育て世代についても注目されています。それに対して栃木市独自のものをこれからいろいろ考えていこうとは思っているのですけれども、まずその一つとして今言った赤ちゃん誕生祝金、また12月の一般質問、広瀬議員からあった質問でおむつの給付とか、そういうものも考えながら、これからいろいろ子育て支援に対しての事業を進めながら少子化対策を進めていこうと思っているところなのですけれども、なかなかこれは全国的に少子化については、本当にどこの自治体も特効薬的な施策というのはなかなか難しいかもしれないのですけれども、まずはそういうところの事業を含めながら対策を進めていって、一番肝心の保育関係の待機児童の解消を含めた施策をこれから強力的に強化をしていながら施策を進めていきたいと思います。ちょっと答えになっているかわからないのですけれども、とりあえずこんなところでよろしいでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ちょっと申しわけありませんでした。

それで、その下の学童保育ですけれども、今年予算を見ますと、昨年度よりも2,000万円以上予算が増えていますけれども、こちら辺はやっぱり学童保育の需要というのですか、が増えているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

委員のおっしゃるとおり学童の希望ということは、人数はすごく増えております。この金額について事業費が増えておりますのは、民間でやっただいている委託料とかがということで、その中の処遇改善だったり、先ほどの保育園ではないのですけれども、処遇改善だったりといういろいろな種目で事業をやっただいているのですけれども、そういった事業の委託料が増えているということで、今回の事業費は増えているということでよろしくお願いたします。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 学童保育の人数も増えて、処遇改善なんかでも予算が増えているのだろうけ

れども、設備のほうは十分設置基準とか、そこら辺は去年は何か満たしていないような気もしたのだけれども、どういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

設置基準というのは、条例等々でいろいろと細かくは決めておりますけれども、確かに人数が多いので、そこをある意味施設に合わないではないですね、十分な受け入れられる人数というのを基準、ある意味基準以上にはなってしまうかもしれませんが、そこに支援員を加配するなりして受け入れる、あくまでも本当に必要な子供たちを受け入れるということで、我々は対応をしていっているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。あと臨時職員賃金ですけれども、かなり処遇改善もされているのかもしれないですけれども、そこら辺の対策というのはとっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

ここに出てきます臨時職員の賃金、支援員の賃金というのは、法律において任用している賃金になります。平成29年のときから単価的には上がっております。先ほど処遇改善の関係でお話をしましたのは、民間にお願いしている委託料の中で処遇改善が出てきております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうですね。民間の委託料の中にその処遇改善も入っているということですが、大体1人当たりどの程度の改善になっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 申しわけございません。民間に委託しているさくら学童、5つの学童、鐘の鳴る丘友の会で5学童やっただいているのですけれども、そこに対してその事業費的に1,400万円、さっきの増額にはなっているのですけれども、年数、実績において、個々人の処遇の率は変わってきてしまうので、それははっきり1人が幾らということはちょっと申し上げられないところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） その関連の学童保育なのですけれども、素人判断ですと、保育園とか幼稚園から小学校上がるときに、やはり小学校上がったからといって預けないという保護者の方はいないと思うのです。小学校上がったとしても共働きとか、ひとり親家庭であれば預けたいということで、保育園と幼稚園の人数からして、その学童保育に入っている割合というのを教えていただければあ

りがたいのです。わかる範囲で結構です。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 申しわけございません。ちょっと比較ができないので、後で済みません。ご報告いたします。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） やはり問題になっています小1の壁ということで、かなりそういったことがあるかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 小1というか、基本的には低学年を優先的に入れるようには、それは配慮はしております。高学年のお子さんになっていくと、やはり夏休みまでという、ちょっと使ってみてということ、夏休みで意外とおやめになることが多いので、もしくはあとおじいちゃん、おばあちゃんが65歳以上の方は、保育園と同じように基本的には預かることはできるのですが、いらっしゃる方に関してはそういうことで協力をしていただくというのもあったり、低学年の方についてはお預かりする。早い時間で下校してきてしまうので、そういった方はお預かりするというように対応しております。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 193ページの下から6事業目です。保育所等施設整備事業費ということなのですが、この対象施設というのは何施設を対象にしているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 今回の計画につきましては、計画ですので、特にどこの人という対象ではございません。あくまで計画の段階ですので、どこの施設というわけではないのです。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） これは、では新規の事業なのでしょうか。要は建物調査という項目及び基本計画、業務委託と、部長お願いします。

○委員長（広瀬昌子君） 松本こども未来部長。

○こども未来部長（松本静男君） 今回の保育所整備計画事業費については、今現在保育所整備計画を策定中です。その中で幾つかの保育園を当然統合とか、そういうところを考えている中で、大平の南第1、南第2、その辺の建物調査で、今ここの中に入っているのが大平南第2保育園がかなり老朽化してしまっていて、その改修等、また統合等の計画を立てる中で建物調査を含めて、その状況を踏まえて計画を立てていく、そのための業務委託の費用を計上しただけなので、あくまでも実際の保育所を整備する事業ではなくて、計画策定のための事業費になります。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） わかりました。何か文章だけ読んでしまうと、市内にある保育所のそういう

老朽化含めて全施設を対象にやるのかなと思っていましたので、質問したのですけれども、それは理解できました。

そうすると、保育所等というのは、保育所以外にもどこかあるということなのですか、計画。今第2保育園と言ったのですけれども、この等の意味がよくわからないのです。

○委員長（広瀬昌子君） 松本こども未来部長。

○こども未来部長（松本静男君） 一応保育所等というのは、栃木市についてはなかよしこども園ということで、保育所以外のこども園もありますので、保育所等ということで記載させていただきました。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） それで、建物調査って書いてあるのですけれども、具体的にどういった調査をするのですか、内容。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 老朽化した大平南第2保育園の整備を進めるに当たりまして、大平南第1保育園に隣接します大平南児童館の建物及び調査等行いまして、また大平地域の事業計画を策定するという意味合いでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 松本こども未来部長。

○こども未来部長（松本静男君） 申しわけありません。現在保育所整備の中でさっきお話し申し上げた南第1と南第2保育園で基本的には第2のほうを老朽化のぐあいを調査する、もう一つは現在整備計画の中でいろんなパターンを考えているのですけれども、例えば南第1と第2を統合して全く新しい新築をするのか、それとも第2を廃止して第1を広げた上で統合するのかって、いろんな形を今考えています。その中で第1と第2両方とも建物調査をした上で、例えば第1をどのような改修をして第2と統合できるかというような形の建物調査を計画しています。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 保育所関係で今基本計画の策定なんかもやろうとしているところだと思います。来年度のこれは保育所費で聞けばいいのか、待機児童の関係ですけれども、来年度どういった待機児童といたしますか、十分定数が足りてきているのかどうか、そこら辺伺いたいと思いますけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 待機児童につきましては、正式には年2回公表するのですが、最新の報告ですと、10月1日現在28人認定がございまして、その後はもう4月1日になってしまうのですが、現在来年度の入所者に対しまして、入所希望者に対しまして調整中ございまして、去年9月から12月までですと大体900人の応募がありまして、その調整中ございまして、600人弱か強か今大体

内定しておりまして、そこにつきましては調整中でありまして、また4月1日になるともっと減るかと思うのですが、ただ待機児童云々につきましては、ちょっと現在調整中でありましてすぐに答えは出ない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 900人程度の申し込みがあつて600人が内定と、あと300人については今調整中だと。認定こども園とか幼稚園がそういった形で大分受け入れの定数的には増えてきたのかなというのはあるのですけれども、その中であつてまだ待機児童が出るような状況にあるのでしょうか。まだ調整中だということであれなのですけれども、来期待機児童が出てしまうのかどうか、そこら辺はどうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 待機児童につきましては、一応来年なのですが、あらたに認定こども園3園ができて、定員数も200名ほど増えるわけなのですが、やっぱり個人個人の例えばこの園ではだめだと、特定の園でないとだめだとか、地理的に遠いとか、そういう個人的な理由もございまして、全くないという状況が難しいかなと。あと学年によって年齢によってあきとか、入っている学年とか年齢とかありますので、そういった意味も含めると、全くゼロということには難しいかと思うのですが、とりあえず、そういう形でいたしましても一応最善を尽くして、どこか調整を図っているわけなのですが、そういった個人的な理由もございまして、全くゼロというのはちょっと難しいかなという気もしますけれども、以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今井出課長が言われたのは、隠れ待機児童というか、そういった部分のことがあるということでいいのでしょうか。希望に合わないというところで。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 白石委員さんのおっしゃるとおりです。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、やっぱり保育所関係で正規職員と臨時職員、いつも聞いているのだけれども、正規職員を増やせということで毎回質問しているわけですが、職員人件費のところを見ると98人、今年度は98人だったのだけれども、102人になっているということで、正規の保育士が増えているのかなという気はするのですけれども、そこら辺の状況はどうなっていますでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） お答えいたします。

正規の職員なのですが、申しわけないのですが、人数的に変わっておりません。ただ、病気によって臨時とか嘱託さんが入れかえがありますので、例えば今年の2月1日現在なのですが、正規職員につきましては101人でございます。嘱託、臨時合わせまして136人でございますので、割合的には正職員の割合は42.6%となっております。これは昨年度同時期ですか、平成29年2月の同時期につきまして、若干改善はされている感じでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 若干は改善しているということでありませうけれども、臨時職員、嘱託職員について、処遇改善もしていけないと、なかなか募集しても集まらないという状況があると思ひますけれども、そこら辺は来年度はどういうふうに行っているのでしょうか、処遇改善については。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 処遇改善につきましては、今年平成29年度嘱託員の報酬を上げまして、3段階、経験年数によって報酬の階層化を図ったわけなのですが、臨時さんにつきましても若干人件費を上げた次第でございますので、それで来年につきましては状況は同じなのですが、今後につきましては例えば県のフェアですか、保育士募集フェアとかに賛同するとか、あとは職場の環境づくりに力を入れて、そういった面で来やすい、働しやすい職場を目指していきたくと思ひております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 自治体によっては時給がかなり高くして募集というか、やっているところもあるのだけれども、そこら辺の臨時にとってもなかなか保育士不足を解消するというにはやっぱり処遇をかなり改善していけないとだめだと思ひのだけれども、今後、平成29年度は嘱託の改善がちょっとされたのだけれども、臨時についてもちょっと時給を上げたという経緯はありますけれども、今後やっぱり保育需要を満たしていくためにはそういった思い切った処遇改善をしないといけないと思ひますけれども、今後どのように考えていますでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 今後につきましては、財政的な面も影響してきますので、例えば人事関係の部局とか財政部局と調整しながら、協議しながら賃金とか報酬の面で改善に向けて協議をしていきたくと思ひております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 193ページ、民間保育所等1歳児担当保育士増員事業補助金ということなのですが、この内容を少し詳しくお話ししていただければと思ひます。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） この事業につきましては、1歳児が6人以上入所しております民間保育園または認定こども園につきまして、通常ですと1歳児ですと1人当たり6人の職員がつくわけなのですが、これを1歳児は1人当たり3人になるような加配をつくった場合に、その保育園に対しましてこういった補助金を支給するという事業でございます。ただ、条件といたしまして、1歳児が6人以上いるということと、該当月が6カ月以上たっているということが条件でございまして、以上の条件を満たした保育園等に対しまして、補助金を支給するという事業でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 205ページ、生活保護のほうですけども、207ページか、今現在生活保護の世帯人数はどの程度になっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 島田生活福祉課長。

○生活福祉課長（島田林治君） お答え申し上げます。

平成30年2月1日現在の生活保護世帯数ですけども、1,178世帯で、受給人員は1,480人となっております。人口1,000人に対する生活保護の受給率、通称保護率と言っているのですが、保護率については9.40パーミルというふうになっております。ちなみに、平成28年4月1日現在の生活保護世帯数が1,142世帯で、保護受給人員が1,493人、保護率が9.39、平成29年の4月1日現在で保護世帯数が1,178世帯、保護受給人員が1,504人、保護率が9.51というふうな状態になっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 落ちついていると。ちょっと増えているのかな、世帯的には。それで、生活保護支給費の内訳ですけども、来年度ですけども、生活保護の削減ということが行われるはずなのです、10月ごろから。そういった影響というのは、その点どう見込んでいるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 島田生活福祉課長。

○生活福祉課長（島田林治君） お答え申し上げます。

マスコミ等々で生活保護基準の見直しということで報道等されておりました、本年10月から生活保護世帯の影響が大きくなるように3年をかけて段階的に保護の支給基準を見直すというふうになっております。変更に伴いまして、内容としましては年齢や世帯人員、居住地域等を勘案して、現行の生活保護基準からマイナス5%以内での見直しと、児童養育加算、母子加算等の見直し、進学準備給付金の創設というふうなことでされるというふう聞いております。ただ、大きく見直しを図るとするのが私どものほうで聞いている範囲では、東京や横浜等々の大都市と呼ばれている、級地というと1級地の1と呼ばれている大都市のほうを中心に生活扶助費の減額をするというふう聞いておりました、本市で逆に3級地の2というふうに言われています地方の郡部になりますと、逆に生活保護費が扶助費が若干ですけども、増えるというふうな話も聞いております。ですので、

本市におきましては3級地の1ということですので、さほど現時点では余り変更はないのかなというふうを考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今現在でもかなり苦しい生活を強いられているというのが生活保護を受けている方だと思うのです。それで、東京のほうは影響が大きいということでありますけれども、全体的に減らされるということは、生活保護基準をベースにして、いろいろな準要保護なんかもそうですけれども、そういった設定されていますよね。そこら辺は、ここの担当ではないのかな。やっぱり生活保護基準が下がるということは、そういった境界線にある人たちにも影響してくるのではないかなと思うのですけれども、どういうふう考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 島田生活福祉課長。

○生活福祉課長（島田林治君） お答え申し上げます。

やはり生活保護のほうの基準を参考にしていて制度設計をしているところもあると思いますので、そういったところの担当課については、やはり影響は出てくるのだというふうには思っております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ぜひ憲法25条で保障された生存権というのですか、そこをきちり守っていただきたいと思います。それで、いつも聞いているのだけれども、前のページ、職員のほう205ページ、ケースワーカーは80人に1人いないといけないということだけれども、この辺については改善はされてきているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 島田生活福祉課長。

○生活福祉課長（島田林治君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり現在12名で、基準でいいますと80世帯で1人というようなことになっております。現在1人当たり担当、1人当たり98世帯を担当しているものですから、2名から3名程度不足しているというような状況です。職員課のほうには増員を要望しているところですが、なかなか増やしていただけないということで、今後も職員課のほうへは働きかけをしていきたいというふう考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 二、三名足りないとなると、やっぱり職員の負担も増えるし、生活保護を受けている人たちの対応もサービスということもないのだろうけれども、自立支援とか相談とか、そういったことにも影響してくると思うので、これは80世帯に1人という基準はぜひ守ってもらうように今後も要求、こういうところにやっぱり十分な予算をつけるというのが本来の自治体のあり方

だと思しますので、ぜひそこら辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、次に移ります。

4款衛生費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は、210ページから227ページです。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 213ページです。狂犬病予防事業費なのですけれども、前回の委員会の際に接種会場について、寺尾地区や吹上地区から見直しの声が上がっているということで、検討していただくというようなお答えをいただいたわけなのですが、今年度の接種会場等について見直しはあったのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） お答え申し上げます。

9月のご質問から今年は、平成30年度は旧寺尾南小の跡地と星野河川公園の跡地、2つを今回は会場として指定させていただく予定でございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 同じ213ページで妊産婦健康診査事業費ということで、健康増進課が各総合支所からなくなったわけなのですが、ちょっと聞いたところによると、その健診会場も減っているということなのだけでも、実際どういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 松長健康増進課主幹。

○健康増進課主幹（松長幸子君） お答え申し上げます。

こちらにあります妊婦健康診査というのは、病院でやる健診です。

〔「これではないの」と呼ぶ者あり〕

○健康増進課主幹（松長幸子君） はい、そうです。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 健診会場が減ったということを聞いたのだけれども、そこら辺は何の健診なのだろう。ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（広瀬昌子君） 松長健康増進課主幹。

○健康増進課主幹（松長幸子君） 213ページの上から2段目、乳幼児健康診査の報償金ですとか、そちらになります。会場が減ったというのは一応集約されまして、3カ所で今現在は赤ちゃん健診を実施しているところです。でも、赤ちゃん健診はできましたけれども、赤ちゃんの相談をする育児相談なんかは今までどおりの支所でも実施しているところです。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった会場が減ったということに対して、そういったお母さん、お父さん方から何らかの苦情とか、そういうのは出ていないのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 松長健康増進課主幹。

○健康増進課主幹（松長幸子君） 始めました平成28年度の当初につきましては、会場が遠くなったとかというお話はありましたけれども、現在におきましてはほとんどそういうお話もありませんで、受診率もどの健診も97%、98%にっておりますので、そのような状況です。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 211ページなのですが、下から8行目ですか、岩舟健康福祉まつり開催事業費、金額はちょっと小さくて50万円ですか、計上されてはいるのですが、これ今までの3年前から比較、3年というか、平成30年度、平成29年、平成28年を比較しますと、平成28年度が74万4,000円、平成29年度が68万2,000円、平成30年度は50万円ということになっております。この岩舟地区で健康福祉まつりというのはサマーフェスタに次ぐ2大の住民の方の楽しみというか、イベントになっているのですが、この辺の今後の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 岩舟健康まつりにつきましては、健康だけではなくて非常に産業祭的な意味合いもありまして、いろんな出店団体も多く出ている非常ににぎやかな祭りで、30年近くやっているというイベントでございます。健康まつりとしては、栃木市の市内中央小学校で市民健康まつりを実施しておりますので、市の方針としてもイベントは統一していこうという方向なものですから、1本の市のイベントとして健康まつりは将来的には考えていきたいと思っておりますが、なかなか岩舟地域での伝統ある祭りということで、岩舟の地元の皆さんはぜひその地元で続けてほしいというような強い要望がありますので、当面はこのまま岩舟健康まつりは今までどおり実施していきたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 以前はここに環境というのがついたので。健康福祉・環境まつりということで、その環境がなくなってしまったのですが、大平地区の健康まつり、今回の平成30年度の予算には計上されていなくて、平成29年度はあったのですが、だからやはりちょっと心配している部分があるのです。今言われましたとおり当面というか、これは逆に大きなお祭りになるような施策を私も含めてなのですが、考えていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。以上。要望です。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっとまとめた質問になるかと思えます。211ページ、救急関係なのですが、急患センターの管理運営費事業で委託料を3,400万円出しています。また、あとその下

に病院群輪番制で、これも補助金を出しています。2次救急も出しているのですが、何が言いたいかというのは、消防救急の受け付けと病院側の何か対応が悪いのではないかという話が市民から聞こえています。そのことについて補助金とか委託料は出している中で、市のほうの管理というか、そういう何か情報がきちっとキャッチボールできているのかをちょっと確認したいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 急患センターにつきましては、1次救急ということで市が市の事業として医師会のほうに委託をして行っている事業でありますので、当面患者さんからの苦情等も市とはやりとりをしながら、余りないのですけれども、そういった苦情をやりとりしながら対応しております。病院の輪番制については、2次救急ということで獨協としもつがのほうに県の補助をいただきながら実施しているものです。メディカルセンターについては、地元ということで議員おっしゃるように対応悪いというふうな話も時々ありますけれども、その都度病院のほうには、こういう苦情があるので、対応をしてほしいというような要望をしまして、その都度お願いしているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 本当に市民から聞こえる声が申しわけないですけれども、メディカルセンターのほうが多いんですね。そのことはどうやって直したらいいのか。正直民生でもいろいろ話が出ていたのですが、なかなかそこに到達できないというのが正直な話なのですが、病院側に任せていくのは当然なのです。こういう補助金とか、そのかわりに出させていただいているわけですから、やっぱり市民が安全に考える、安心してできるのかなという、そういう何か行政と担当課とキャッチボールがちゃんとできているのかなと、予算を見ていって。そのことを毎回思っていたのですけれども、今回質問させてもらったのですが、せっかくメディカルもできて産科がないのは皆さんわかっているのですけれども、それにしてもちょっと受け付け、受け入れというのはですか、そういうものが少し却下されるというのではないのですけれども、若干何か雑っぽく扱われているとか、言葉悪いですけれども、そんなふうに聞いているのですが、もう一回お願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 昨年度の4月にオープンした当時は確かにそのような意見かなりありましたが、最近は大分改善されてきているというふうには聞いておりますので、引き続きそういう要望があるということはメディカルのほうに伝えて、対応等の改善をよくしていけるように要請していきたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、次に移ります。

8 款土木費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は、262、263ページです。説明欄の一番下、

市道61095号線道路改良事業費のみです。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、次に移ります。

10款教育費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は、304、305ページの中段、幼稚園等子育て応援事業費から幼児教育振興助成事業費までと、320、321ページの上段、人権同和教育事業費、集会所管理費です。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑を終わります。

続きまして、歳入、継続費、債務負担行為の所管関係部分を一括した質疑に入ります。歳入につきましては48ページから121ページです。また継続費につきましては8ページ、債務負担行為につきましては9、10ページです。

質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 民生の所管関係部分について、反対の立場で討論をします。

最終日にきっちり討論したいと思えますけれども、1つはマイナンバーカードの発行、なかなか伸びないという状況があります。市民も必要性を感じていないし、個人情報漏えいとか、そういったことにもつながるといことで、これは国の施策でもありますけれども、廃止すべきだといことでもあります。大きな予算というか、IT企業のもうけにもなっているというような状況にもありますので、このマイナンバーカード、個人番号の発行については廃止すべきだという立場です。また、人権同和についても別枠に予算をとるのではなくて、人権の中で処理をしていくべきだと思いますので、この2点は税金の無駄遣いだといことで反対をしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 私からは賛成の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

まず、冒頭松本部長のほうからも出たように、住みたい田舎ランキングでは栃木市の位置というのは、皆さんご存じのとおりだと思うのです。これは、いろんな施策を通じてやっぱりそういう成果が出たのではないかなと。民生の所管的に言えばそういう厳しい財政の中ではございますけれども、子育て支援については産後ケア事業のスタートですとか、子育て初めてカードの配布だとか、子供の遊び場整備、そんなところにも着目して進んでくれていると。また一方で高齢福祉、高齢者

については地域支え合い活動スタートアップ事業ですとか、地域包括ケアアクションプラン事業と
いうように、地域包括ケアシステムを充実させるべく、新規の事業にも取り組んでいることを私は
評価したいなということで、この新年度の予算については賛成とします。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第1号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	茂呂健市	青木一男	天谷浩明	小堀良江	福田裕司
	反 対	白石幹男				

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数です。

したがって、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後 3時18分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第17、議案第2号 平成30年度栃木市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

なお、各特別会計予算につきましても、一般会計予算同様、既に説明は済んでおりますので、本委員会においての説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回運営主体が県になったということで、大分この予算の中身も変わってい

ることでありまして、まず歳入で388ページから389ページ、今回は平成29年度の現行どおりの税率でいくということでありまして、これ1人当たりどの程度になるのでしょうか、保険税は。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

1人当たりの予算の調定額ということで申し上げます。平成30年度ですと、1人当たり調定額で14万636円ということで現在算定をしております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この税率というか、ほかの自治体と比べてどうなのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） とりあえず平成29年度ベースですと、上位に位置しているわけでございます。今度平成30年度ベースにつきましては、今やはり議会中ということではっきりしたことはわかっておりませんが、納付金の関係等でいろいろな協議をされているところでございます。新聞紙上ですと、小山市、鹿沼市等は引き下げをするというような内容になってございますが、詳細についても今協議中ということでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 県のほうで示した栃木市の標準税率がありますけれども、これ従来現行に合わせた形でいいますと……言ってもらえますか。俺が言ったのではあれだわ。標準税率というのですか、それ県のほうはどうなっていますか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 県のほうで示されました標準保険料率になりますけれども、所得割で10.85%、資産割で5.77%、均等割で4万4,085円、平等割で3万4,700円でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、平成29年度も現行とかなりの差がありますよね。これで標準税率でやって十分いけるということで、県のほうはこういった試算をしてきたと思うのですけれども、なぜ今回そういった標準税率に従わなかったのかということなのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 栃木市におきましては、平成29年度に平成29年度の財政を賄うだけの負担をするということで税率の改正をさせていただきました。県のほうからの今回示されてきた数字なのですが、こちらの数字どおりということなのだと思いますが、まずもって基金への関係が現在

2,250万円ほどしかございません。そちらで財政調整機能する国保の、いわゆる貯金になりますけれども、そちらがないということがございますので、まずはそちらの造成をしてから、ある程度見込みが立ちましたならば引き下げるほうの検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 基金にため込むというか、回すと、余った分は。先ほどの午前中、補正のときにも、補正でも2億8,000万円ほど出ています。それで、それは平成28年度の剰余金が入ってということでしょう。それで、さっき平成29年度も5億円ほどで、2億5,000万円ほど積み立てられるかという状況でしょう。そういった中で5億円、6億円近くの積み立てができるわけです。そういう見込みもありながら、また積み増しをするというのはいかがなものかと。積立金の基準というのですか、そこら辺はどう考えているのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 基金の基準ということで国のほうから指導されているところなのですが、保険給付費がございまして。保険給付費というのが栃木市ですと約120億円ございまして。うち5%程度以上を基金に積んで財政の調整機能を果たせということでございますので、そうしますと、約6億円が最低の基準になるのかなというふうな。それも最低ということですので、多いところだと18億円とか27億円とか持っている市町村もあります。それで、まだまだ少ない数字のかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは保険税を市民の方から取って使わなかった分というのをため込んでしまうと。その年度に使うか払い戻すかというのが本来のあり方ではないのでしょうか、加入者にとってみれば。どうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 確かに単年度ですと、そういった考え方もあるかと思うのですが、国保というのは単年度ではなく、あくまで長期的な見通しを起こさないと、毎年税率の改正をしなければいけないということになりますので、最低でも3年は十分に賄えるだけの基金はためておきたいというふうな考え方をしておりますので、税率の改正についても3年を見越して改正をしていくというのが基本ではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 若菜生活環境部長。

○生活環境部長（若菜 博君） 補足させていただきます。

今の基金の話なのですが、栃木市は平成23年度末で5億4,000万円ぐらい基金があったのですが、

平成24年度に2億円、平成25年度に3億3,000万円というぐらいたった2年間でその5億5,000万円のお金が枯渇してしまうというような状況がありますので、さきに申しました6億円という数字も本当に2年しかもたないという状況です。小山市さんが今回下げたというのも、それなりの貯金というか、そういう余裕があるからこそできる話でありまして、そういうものもありますので、やはり最低6億円は維持したいという思いであります。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは全体のがわかりやすいのですけれども、納付金です。

○委員長（広瀬昌子君） 何ページですか。

○委員（白石幹男君） 418ページからずっと医療分、後期高齢者支援分、介護給付分ということで分かれてしまっているのですけれども、全体で見たほうがいいとすると、386ページです。国民健康保険納付金、これ55億円見ているわけですが、まず県で示した納付金というのは幾らなのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

平成30年度の県で示されました事業費納付金の確定額、これは1月に示された額なのですが、48億4,481万7,000円でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これが48億何がしかが県に納める、実際は、ということによろしいのですよね。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） そのとおり確定額でございますので、この金額を納めることとなります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、7億円弱が余るということですよ。そういうことによろしいのですよね。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 予算上では6億5,000万円ほど余るというような感覚になるかと思うのですが、まずは予算の55億円の積算でありますけれども、当初8月に2回目のシミュレーションがなされまして、そのときに52億6,000万円ということで示されております。予算措置が10月以降ですので、間に合わないということですので、その納付金のシミュレーション額に多少のプラスアルファをつけまして、55億円ということで概算額での予算を立てたわけでございます。それで、1月に示されました今回の確定額からすれば、6億5,000万円の乖離があるということになります。

ただ、この6億5,000万円につきましても今の段階での数字でございまして、今後前年度の精算額なんかもございます。それとか事業費の関係、また収納率の関係等もありますので、残がそのままそっくり残るのかといえば、いろんなもっと減額になるというようなことも考えられるということでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと同じページでいいです。6番積立金、今回は2億円をやるということで予算になっています。そうしますと、先ほどのあれだと6億円ぐらいは平成29年度にたまるというような状況ですよ。それにプラス2億円ということで、8億円ぐらいには平成30年度最低でもそこら辺にはなるということなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

平成29年度の補正で2億8,000万円ほど計上しております。また決算剰余金、これについてはまだ確定ではないのですが、先ほどの委員さんの質問でお答えしましたが、5億円とすれば2億5,000万円。そうしますと約5億3,000万円ぐらいになります。なおかつ平成30年度の当初予算で2億円とってございますので、7億円以上は当面確保できる見込みではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回大きく制度が変わって県が運営主体となるという中にあって、なかなかそういった標準保険料とか納付金が、試算が出てこなかったという状況はあると思いますけれども、今国民健康保険税は県内一高いと思います、計算しますと。これ平成29年度の税率を全部ちょっとモデルケースでやってみたのだけれども、40歳代の夫婦で所得が300万円で、固定資産税を7万円納めているという感じでやると、栃木市は1世帯60万7,900円になるのです。これ断トツ1位です。次が鹿沼市かな、鹿沼市が57万円ちょっと、そういった形でやっぱり納付金が予想より少なかったり、そういった状況が出るのであれば、やはりそれを即反映して保険税を引き下げということをすべきであったと私は思います。そういう点で今市民国保加入者の声に傾けていないということで、今回の国保会計には反対したいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに討論はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） まず、国民健康保険制度の根底というのは、国民一人一人というか、市民一人一人が平等に同じ医療体制を受けられるというのが根本的な考えではないかなと。それには働いている人みんな協力しながら、そこを補おうというのが根底にあるのではないかなというふうには思います。その中で以前説明でお聞きしたのですけれども、県内でも栃木市は値上げをずっとしなかった時期もあると。確かに最近で見ると一番高いのかもしれないけれども、これは単年度で見ることではなくて、そのツケが回っているのも事実かなと。若菜部長からのお話でも、その2年間で数億円というのは既に使っている現状があります。それと、将来の人口推計見たときにも就労人口、働く人口は間違いなく減るのです。それを据え置いてしまうと、また今度自分の子供とか孫の時代に負担をかけることになると思いますので、私は今回のこの国民健康保険のあれは賛成したいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第2号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	茂呂健市	青木一男	天谷浩明	小堀良江	福田裕司
	反 対	白石幹男				

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第18、議案第3号 平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入のほうで472ページ、保険料ですけれども、2年に1度の改定というか、見直しがあるのですけれども、今回は見直しというか、引き下げも引き上げもなかったということ

でよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

平成30年、平成31年ということで保険料の改定時期になっております。今回については、後期高齢者医療、広域連合のほうでは据え置きということになっております。こちらは保険料率で8.54%、均等割額で4万3,200円になっております。ただし、賦課限度額については57万円だったものが62万円ということで、5万円の増額になったということでございます。なので、限度額だけの改定でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 前年度と比べますと1億円ぐらい、9,900万円ほど増額になっておりますけれども、これはやっぱり後期高齢者が増えているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

委員の言うとおりの被保険者が増加になったということで、増額になったということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは1人当たりどの程度の保険、年間になるのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 大変お待たせいたしました。1人当たり5万7,120円ほどになります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、全体的なことですけども、75歳以上の窓口負担とか、そこら辺が今議論をされていますよね。2割負担とか3割負担に持っていこうというような、そこら辺の状況というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） それについては、具体的な通知等もまだ示されていないということで、検討事項だということで予算をまだ国のほうで進めている段階だと思います。まだまだ市町村のほうまではおりてきていない状況ですが、いずれ負担増になることは確かなことかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 自治体としては、これをやらざるを得ないのですけれども、制度的に高齢者、75歳、年齢を区切って別枠の医療制度にして、負担増をどんどん進めていくというような保険制度でありますので、従来の私としては老人保健に戻すべきと思いますので、そういった点で制度そのものを廃止すべきだという立場から反対といたします。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに討論はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 制度を廃止するべきだというような討論もございましたが、これは栃木市に限ってではなくて、この制度というのはもう日本人である以上日本全国でやっている制度でございます。先ほどと重複しますけれども、やはり若者世代というのはこれからだんだん、だんだん働く世代が少なくなる中で、一方で高齢者が増える、高齢者の診療が多くなるという中で、やっぱり負担の平等化という考えのもとにこの後期高齢があるのではないかなというふうに私は感じておりますので、これはこのまま賛成としたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第3号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	茂呂健市	青木一男	天谷浩明	小堀良江	福田裕司
	反 対	白石幹男				

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第19、議案第4号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきまして、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 508ページ、歳入で第1号被保険者保険料ということで、前年度に比較して3億4,851万5,000円ということでありまして、この増えた要因は保険料のアップと、人数が増えているということによろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおりでございます。今回保険料が改定になっております。ただ、先ほどの国保と違う点は、介護保険の保険料は3年間基本的には第1号被保険者の場合、料率は据え置かれる形になります。だから、次年度におきましては料率変わりませんので、人数が増えた分だけの保険料の増減という形になってまいります。そして、この3年間の中で財政の均衡をとっていくという部分のところで考えておりますので、今回第7期の初年度になりますので、このように伸びた状態、そして歳入歳出の部分のところの中ではプラスが出るような、そういう状況になっています。それが2年目、来年度につきましてはほとんどの状態になり、3年目については赤字になり、赤字の部分のところを初年度の黒字を積んだ部分のところというものを準備基金から取り崩して、それで賄っていくと、そういうサイクルで保険料を3年間で回していくという、そういう部分のところというものがございまして、その部分のところを踏まえた形での改定という形になっているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その保険料が増えた、増額になったという部分での負担増というのは、1人当たりどの程度になるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は市民税課あるいは収税課のほうと確認をさせていただきながら進めている形になりますが、平成29年度と平成30年度におきましては、第1号被保険者の数はほとんど変化がございませぬ。1人当たりの調定額の部分のところで見ていきますと、1人当たりの調定額、年額で平成29年度が約6万円という数字が出ております。それに対しまして、平成30年度につきましては6万6,000円、1人当たり月額に換算いたしますと、平成29年度が約5,000円、それが平成30年度について5,560円程度というような、そのような形で伸びている、その部分のところが現実的な保険料の改定の伸びの部分でございまして。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、給付費のほうでいいますと、528ページ、居宅介護サービス給付費、これ3億3,000万円ほど前年度よりも予算的には減っているわけですが、こら辺はどういう影響ではなくて、どういうことでこういう減り方しているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） これは件数の部分のところでいいますと、平成28年の実績

が直近の実績になりますけれども、9万5,647件、今回の当初の予算の部分のところというものが基本的には10万件を超えるというような形でご説明をさせていただいたと思います。件数的には伸びている。具体的には小規模のデイサービスが、これ何回かご説明申し上げましたが、ここの給付費ではなくて地域密着型という部分のところの給付費に移行しております。デイサービス事業というのが1日当たり平均利用の18人が境になりまして、18人を超えると、この居宅のほうの給付費で出ると。18人以下になると、その下の地域密着の給付費で出るというような形で、実は出すところのお財布がちょっとかわってしまったという部分のところがございます、それに伴う減少という部分のところを考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、その3段目、地域密着型介護サービス給付費というところで確かに増額になっておりますけれども、大分増減の幅が違いますけれども、ほかにもそういったサービスの形態が違って安くなっているというふうになるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） この地域密着については、支出をしていくという関係がございましたので、今年度も補正等で予算を増額をさせていくというような部分のところをとってまいりました。そのために前年度の比較と新年度予算の比較の部分のところの差というのが少し小さい部分のところになっておりまして、基本的には大きく移行した部分のところというのは、このデイサービスの部分のみでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 532ページで介護予防給付費がやっぱり大きく、これはそうでもないのか、4,300万円ほどか、これも減っているのですけれども、これは総合事業のほうに移っているということと考えればよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおりヘルパーとデイサービスが総合事業に移っている分があるという形であります。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回介護保険料が基準額で月額500円アップになりました。さっきの条例改正のときも言いましたけれども、今65歳以上の年金生活者は年金がかなり減らされているということで、生活がますます厳しくなっていると。たとえ月額500円といえども、かなり生活を圧迫する

ということでありまして、制度上の問題はあっても、そういった高齢者の生活を考えると、保険料はそのまま現状維持をすべきだと思いますので、今回の予算についても反対をしておきたいと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに討論はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、高齢化というのはとめられなくて、栃木市でもそうだと思います。高齢化率も3人に1人はもう高齢者になるよという中で本市を見てみますと、はつらつセンター事業ですとか、あったかどちぎ体操などなど、そういう施策についても積極的に取り組んでいると。これも白石さん言いましたけれども、私も条例制定のときにも述べさせていただきましたけれども、保険料率については1段階上げた12段階に分けて、たくさん給料取れる人からは多く取ろうというような対応もされていますので、これはこのまま賛成としたいなということをお願いします。

○委員長（広瀬昌子君） これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第4号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	茂呂健市	青木一男	天谷浩明	小堀良江	福田裕司
	反 対	白石幹男				

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第20、議案第5号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 590ページの介護予防サービス計画委託費ということで2,864万5,000円か、これは要支援1、2の計画を立てる委託でよろしいのですよね。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおり包括支援センターで行う要支援1、2の介護保険上のプランをつくる費用でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 要支援の認定状況というのは、ここで聞くべきだったのか、さっきのところで聞くべきだったのだろうけれども、介護保険本体のほうで。どういう状況、今チェックリストで判定もしているというところで、要支援1、2の認定数というのはどのような変化になっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今要支援1、2の部分のところというものの認定状況、直近で私が手元に持っているのは平成28年のデータでありまして、今回は総合事業が入った部分のところでの増減のところをお聞きしたいという趣旨だと思いますので、ちょっとそれでは参考にならないかなと思いますので、少しお時間いただければと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 待ちますか。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 一般論としての話という部分のところ、少し考え方をまずさせていただきたいと思いますが、基本的には要支援の1、要支援2というふうに認定された人については、訪問介護とホームヘルプしか使わないという方については、総合事業のほうに移行していくという、そういう形になります。逆に要支援1、要支援2に認定された方でもほかのサービス、例えば用具を借りるとかショートステイを使うとか、そういう方になったときには今ご質問いただいておりますこちらの介護予防サービス計画の部分のところ、これを包括支援センターが立てて、包括支援センターだけでは立て切れませんので、委託費という形で市内のケアプランをつくる事業所のほうに委託をして、それで策定をするという、そういう形になります。毎月毎月要支援の人というものは、これまで認定された方というものについては更新という、そういう部分が6カ月ないし1年でやってきます。その部分のところの中で、今具体的な数字は出てきますが、約半数の方は更新手続をとらず逆に総合事業のほうに移っている。大きなくくりでいうと、ざっくりそれぐらいの比率での対応という部分のところというものになります。逆にチェックリストだけでサービスを使うという方も先ほど言ったように、仰せいただいたように増えているという、そういう部分のところの状況になっている。だから、要支援1、2の方の部分のところについては、基本的には若干数が減っていると。逆にチェックリストの部分のところの中で、基本的には少し人数が増えていくというような、そういう部分のところというものの動きをしているというのが今の実際の状況になります。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 関連で。そうしますと、要支援1、2は基本的に自分の状態がよくわかると、参考にですよ。まだ介護の上は望まなくても大丈夫かなという中があって、そのことをまず自分が理解して予防事業ですか、そういうのにやっぱり効果が出ているのかなという解釈はできるのかなと思っていますが、どうですか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 基本的には先ほど言ったように更新をかけるタイミングで、約半数の方はこれまでの介護保険の要支援1、2の更新ではなくて、別の分野のほうに移っていくというような、そういう形になっていますので、基本的には使っているサービスというのがごくごく限定的でヘルパー、デイサービスという方がそれぐらいいっちゃると。そういう方については今天谷委員がおっしゃったように、やはり自分の行動というのはある程度自分でコントロールできる方という方もいっちゃって、そういう部分のところの中では介護保険ではなくて、よりスムーズに使えるような、あるいはもう少し身近なところで使えるような総合事業のほうへというような判断をしている方もいらっしゃいますし、また今まで要支援1、2でサービスを使うときにはケアマネジャーが関与しておりましたので、そのケアマネジャーが利用者と相談に乗りながら、あなたの今のサービスの利用状況であれば、総合事業のほうがより合っているのではないかということをお勧めをしたりという部分のところの中で切り替えが進んでいるというような、そういう状況というふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

採決前に先ほどの数字をお願いします。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） それでは、お待たせいたしました。まず、平成28年の実績手持ちにあるということでは、そのときの要支援の部分のところの実績というのは、要支援の1が637人、要支援の2が854人というような部分のところになっています。それが平成29年12月の時点の部分のところというものになりますけれども、要支援1が200弱、要支援の2が330ぐらいの数という部分のところ。先ほど私ざっくり半数というような言い方をしましたけれども、もう少し多くの方が総合事業のほうに移っているというような、そういう部分のところのカウントになるかと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） 了解しました。

では、改めまして、ただいまから議案第5号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして民生常任委員会を終了いたします。

長時間にわたりまして大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 4時14分）